

R 2 宮繕 城ノ内高等学校 徳・北田宮 1

北教室棟外壁改修他工事

図 面 リ ス ト			
図番	図 面 名	図番	図 面 名
	表紙、図面リスト		
特-01	特記仕様書(1)		
特-02	特記仕様書(2)		
特-03	特記仕様書(3)		
A-01	付近見取図、配置図、仮設計画参考図		
A-02	立面図(1)		
A-03	立面図(2)		
A-04	立面図(3)		
A-05	立面図(4)		
A-06	矩計図(1)		
A-07	矩計図(2)		
A-08	矩計図(3)		
A-09	各部詳細図		

課長	副課長	課長補佐	係長	課員	担当

I. 工事概要

1. 工事名称	R 2 営繕 城ノ内高等学校 徳・北田宮 1 北教室棟外壁改修他工事
2. 工事場所	徳島県徳島市北田宮1丁目9-30
3. 敷地面積	
4. 工事種目	工事内容：外壁改修、防水改修、内装改修
5. 工期	工事完成年月日は令和 年 月 日とする。

II. 建築工事仕様書

1章 一般共通事項

項目	特記事項
① 適用基準等	<p>◎図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <p>①公共建築改修工事標準仕様書(建築工事編)平成31年版(以下「改標仕」という。)</p> <p>②公共建築工事標準仕様書(建築工事編)(平成31年版)(以下「標仕」という。)</p> <p>③公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編)(平成31年版)</p> <p>④公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編)(平成31年版)</p> <p>◎本工事のうち電気工事及び管工事について、下請業者を使用する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有したものを選定すること。</p> <p>◎設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <p>(1) 質問回答書(2)から(5)に対するもの</p> <p>(2) 補足説明書</p> <p>(3) 特記仕様書</p> <p>(4) 図面</p> <p>(5) 公共建築改修工事標準仕様書(平成31年版)等</p> <p>◎施工条件は次による。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・投業に影響するような騒音・振動が発生する工事は、基本的に土曜日、祝日及び長期休暇に行うこと。 ・工事工程については事前に学校・監督員との調整の上決定する。 ・工事車両等の配置及び経路は、日・時により制限があるので事前に打合せを行うものとする。 ・工事着手前に設備配管等を十分に調査し支障のある場合は関係者に連絡をして適切な処理をすること。 ・本工事に支障ある植栽は場外移植として仮撤去をし、工事後で元元に移植する。 ・階段廻りの改修工事は、長期休暇期間に行うものとする。 ・その他の詳細な施工条件については、実施工程表及び総合施工計画書の作成時に施設管理者と協議の上決定し、適宜相互に日程の調整及び確認を行う。 <p>◎本工事で使用する建設機械は、「低騒音型・低振動型建設機械の指定に関する規定(国土交通省告示 平成13年4月9日改正)」に基づき指定された建設機械を使用するものとする。</p> <p>現場代理人は、施工現場において使用する建設機械の全景及び型式番号、同規程 に基づき指定された建設機械であることが分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>ただし、同規程に記載されていない機種、規格の建設機械により施工する場合はこの限りでない。</p> <p>なお、同規程に基づき指定された建設機械を現場に供給するのが著しく困難な場合は、監督員と協議する。ただし、騒音規制法、徳島県公害防止条例等の関係法令を遵守するものとする。</p> <p>◎本工事に使用する土工機械は、「排出ガス対策型建設機械指定要領(平成3.10.8 建設省経機発第249号 最終改正 平成14.4.1 国総施第225号)」に基づき指定された排出ガス対策型建設機械とする。ただし、排出ガス対策型建設機械を使用できない場合は、平成7年度建設技術評価制度公募課題「建設機械の排出ガス浄化装置の開発」、又はこれと同等の開発目標で実施された民間開発建設技術の技術審査証明事業、あるいはこれと同等の開発目標で実施された建設技術審査証明により評価された排出ガス浄化装置を装着することで排出ガス対策型建設機械と同等とみなすが、これにより難しい場合は、監督員と協議するものとする。なお、排出ガス対策型建設機械あるいは排出ガス浄化装置を装着した建設機械を使用する場合、現場代理人は施工現場において使用する建設機械の全景及び型式番号が分かる写真を監督員に提出するものとする。</p> <p>◎本工事で使用する建設機械(労働安全衛生法により特定自主検査が義務づけられている建設機械)は、1年以内毎に1回特定自主検査を実施済みの機械を使用し、その検査証明書(検査記録表)のコピーを使用工程の施工計画書に添付し提出すること。</p> <p>◎交通誘導警備員については、警備業法に基づく警備員とし、図示する場所に30日間配置すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、警備員等の検定等に関する規則第1条第4号により規定された交通誘導警備業務を行う場所に一級又は二級の検定合格警備員の配置が(義務付けられていない)・義務付けられていない)。 ・警備員は、延30人(昼30人、夜0人：うち検定合格警備員0人)を見込んでいる。 ・警備業法を遵守するとともに、受注者は交通誘導警備員の配置計画書及び合格証明書の写し等資格要件の確認ができる資料を事前に監督員へ提出すること。 ・配置された検定合格警備員は、業務に従事している間は合格証明書を携帯し、かつ、監督員等の請求があるときは、これを提示すること。 ・受注者は、発注者が行う交通誘導警備員勤務実績調査の実施に協力しなければならない。また、対象工事の一部について下請負契約を締結する場合は、当該下請負工事の受注者(当該下請負工事の一部に係る二次以降の下請負人を含む。)も同様の義務を負う旨を定めなければならない。 ・受注者は、「交通誘導警備員勤務実績報告書」を作成し、勤務実績が確認できる資料(勤務伝票の写し)とともに、1月毎に監督員へ1部提出しなければならない。
② 工事関係図書	<p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合には、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。なお、請負対象額(設計金額)が1億円以上の工事については、徳島県内に主たる営業所を有するもの以外と下請契約する場合に、県内業者を選定しない理由を記した理由書を事前に監督員に提出しなければならない。</p> <p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等は、監督員の指示により速やかに監督員に提出すること。</p>
③ 安全衛生管理	<p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人も十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第1号)、建設副産物適正処理推進要綱(平成5年1月12日 建設省建経発第3号)その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事の施工箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物について工事(仮囲い等仮設材設置を含む)着手までに調査を行い、「支障物件確認書」を監督員に提出し、監督員の確認を受けてから工事着手すること。</p> <p>◎地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、重量が100kg以上のもを貨物自動車に積み作業(ロープ掛けの作業及びシート掛けの作業を含む。)又は貨物自動車から卸す作業(ロープ解きの作業及びシート外しの作業を含む。)を行うときは、当該作業を指揮する者を定め、監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、機械等を貨物自動車に積み込む作業又は貨物自動車から卸す作業を行う場合は、当該作業を指揮する者を定め、指揮者の合図により行わなければならない。また、作業状況について、写真等の資料を整備及び保管し、監督員の請求があったときは、直ちに提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのフームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、移動式クレーンを使用する場合は、上空施設への接触事故防止装置(フームの格納忘れを防止(警報)する装置、フームの高さを制限する装置等)付きの車両を原則使用しなければならない。なお、令和2年度末までは経過措置期間とするが、この期間においても接触事故防止機能付きの車両を使用するよう努めるものとする。</p> <p>◎休日、夜間に作業を行う時は、事前に「休日・夜間作業届」を監督員に提出すること。</p> <p>◎受注者は、工事用車両による土砂、工事用資材、機械等の輸送を伴う場合は、関係機関と打合せを行い、交通安全に関する担当者、輸送経路、輸送期間、輸送方法、輸送担当者、交通誘導員の配置、標識、安全施設等の設置場所その他安全輸送上の事項について計画を立て、災害の防止を図らなければならない。特に、輸送経路にある既設構造物に対して損害を与えるおそれがある場合は、当該物件およびその位置と必要な措置について工事着手前に監督員に報告しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。また、監督員から「資機材保管計画書」(自由様式)の提出を求められた場合には、速やかに提出すること。</p> <p>◎工事現場には、工事標識を監督員の指示に従って見やすい場所に設けること。</p> <p>◎受注者は、本工事において使用する工事看板・バリケード等については、県産木材を用いた木製品を優先して使用するよう努めなければならない。県産木材を使用した場合、受注者は、工事後「木材使用実績報告書」(電子データ)を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎電気保安技術者は次の者とし、必要な資格又は同等の知識及び経験を証明する資料により、監督員の承諾を受けること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、その電気工作物の工事に必要な電気主任技術者の資格を有する者又はこれと同等の知識及び経験を有する者とする。 ・一般用電気工作物に係る工事の電気保安技術者は、第1種又は第2種電気工事士の資格を有する者とする。 <p>◎発生材の処理等は、次により適正に行う。</p> <p>(1) 工事による発生材のうち、文化財保護法に基づく物及び有価材と判断される物については、報告及び引き渡しを要する。</p> <p>(2) 上記以外の発生材は、建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律、資材の有効な利用の促進に関する法律、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設副産物適正処理推進要綱その他関係法令等に従い処理すること。受注者は、工事で発生する産業廃棄物を保管する場合、または自ら運搬する場合等においては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定を遵守すること。図面に表示のないものについては、監督員(契約書に規定する監督員をいい、標仕の規定による場合は監督職員と読み替える。以下同じ。)に報告し指示を仰ぐこと。</p>
④ 工事現場管理	

項目	特記事項
⑤ 材料・製品等	<p>◎本工事に使用する建築材料等は、設計図書に規定する所要の品質及び性能を有するものとし、JIS又はJASマーク表示のない材料及びその製造業者等は、次の(1)から(3)の事項を満たすものとする。</p> <p>(1) 品質及び性能に関する試験データが整備されていること。</p> <p>(2) 法令等で定める許可、認定又は免許を取得していること。</p> <p>(3) 製造又は施工の実績があり、その信頼性があること。</p> <p>なお、「評価名簿による」と記載されているものは、国土交通大臣官房官庁営繕部監修「建築材料等評価名簿(最新版)」記載品を指すものとする。</p> <p>◎受注者は、本工事で使用する建築材料・製品等(以下「建材等」という)の発注の際には、発注前に、「生コンクリート使用承諾願」、「材料使用承諾願」、「木材使用承諾願」を監督員へ提出しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事後、請負金額が500万円以上の工事において、「木材使用実績報告書」(電子データ)、「建設資材使用実績報告書」(電子データ)を監督員に提出しなければならない。</p>
⑥ 施工	<p>◎工事現場監督員は常駐できないので、疑問点、その他打合せ決定を要する事項は、監督員の出向した時、又は営繕課へ問い合わせ、工事に追いつかないようにすること。</p> <p>◎施工にあたっては、設計図書に従って忠実に施工すること。不都合な工法等を発見した場合は、工事が進行済みであっても根本的な手直しを命ずるので、注意して施工すること。手直し工事は、受注者の責任において実施し、それに要する費用は受注者の負担とする。</p>
⑦ 技能士の適用	<p>◎技能士の適用については、次の技能検定作業(以下、「作業」という。)のうち各工事毎に適用する作業を指定するものとする。</p> <p>技能士は、職業能力開発促進法による一級技能士又は二級技能士の資格を有する者とし、資格を証明する資料を監督員に提出すること。</p> <p>技能士は、適用する工事作業中、1名以上の者が自ら作業をするとともに、他の技能者に対して、施工品質の向上を図るための作業指導を行うこと。技能士は、氏名、職種職種、技能士番号等果が指定した内容を記載した名札等により、資格を明示するものとする。</p> <p>なお、指定のない作業についてもその活用を図るよう努めることとする。</p>

項目	特記事項																																																
③ 撤去物の種類、規模、構造、撤去方法、養生方法、発生材の処分場を記載する。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>コンクリートガラ(有筋)</th> <th>塵ブラ</th> <th>塵石綿等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処分許可業者の会社名</td> <td>(有)吉野川ポンプ(中間処分)</td> <td></td> <td>(株)明和テック</td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>徳島市応神町真丸方字北野7-2</td> <td>徳島県板野郡松茂町豊久朝日野6地先</td> <td>三好市山城町寺野字大休塚556</td> </tr> <tr> <td>処分地の所在地</td> <td>徳島市応神町真丸方字西洲49-1</td> <td>徳島県板野郡松茂町豊久朝日野6地先</td> <td>三好市山城町寺野字大休塚556</td> </tr> <tr> <td>運搬距離(km)</td> <td>5.1</td> <td>12.2</td> <td>86.8</td> </tr> <tr> <td>処分費(円)</td> <td>1,000円/t</td> <td>22,700円/t</td> <td>50,000円/m³</td> </tr> </tbody> </table> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>7.1x.11含有成形板等</th> <th></th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>処分許可業者の会社名</td> <td>(株)明和テック</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>所在地</td> <td>三好市山城町寺野字大休塚556</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>処分地の所在地</td> <td>三好市山城町寺野字大休塚556</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>運搬距離(km)</td> <td>86.8</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>処分費(円)</td> <td>20,000円/m³</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>上記以外の許可業者の処分場で処分しても差し支えないが、増額変更の対象とはしない。また、この場合、処分単価の見積書の提出を求め、減額変更を行うことがある。</p> <p>なお、上記の処分場が徳島県優良産業廃棄物処理業者(以下、「優良産業処分業者」という。)に認定されているとき、処分場を変更する場合は原則として優良産業処分業者に変更すること。ただし、諸般の事情により優良産業処分業者以外の処分場で処分を行う場合は、理由書を監督員に提出すること。</p> <p>また、コンクリート・アスファルト類の搬出先については、中間処理施設のみとする。木材については、50kmの範囲内にある木材再資源化施設への搬出を原則とする。</p> <p>(4) 受注者は、建設副産物が搬出される工事にあたっては、建設発生土は建設発生土搬出調書、産業廃棄物は産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されているか確認するとともに、監督員に建設発生土搬出調書(様式3)を提出しなければならない。なお、監督員等の指示があった場合は直ちに産業廃棄物管理票の写しを提示しなければならない。</p> <p>◎受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律(以下「資源有効利用促進法」という。)に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第19号)第8条で規定される工事、又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(建設リサイクル法)施行令第2条で規定される工事(以下「一定規模以上の工事」という。))において、コンクリート(二次製品を含む。)、土砂、砕石、加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には、(一財)日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム(以下「COBRIS」という。))により再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令(H3.10.25建設省令第20号)第7条で規定される工事、又は一定規模以上の工事において、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には、COBRISにより再生資源利用計画書を作成し、監督員の確認を受けなければならない。</p> <p>受注者は、再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には、工事後速やかにCOBRISに再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し、監督員に提出しなければならない。</p> <p>受注者は、COBRISの入力において、資源の供給元及び搬出する副産物の搬出先について、その施設名、施設の種別及び住所を必ず入力しなければならない。ただし、パージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。</p>	種類	コンクリートガラ(有筋)	塵ブラ	塵石綿等	処分許可業者の会社名	(有)吉野川ポンプ(中間処分)		(株)明和テック	所在地	徳島市応神町真丸方字北野7-2	徳島県板野郡松茂町豊久朝日野6地先	三好市山城町寺野字大休塚556	処分地の所在地	徳島市応神町真丸方字西洲49-1	徳島県板野郡松茂町豊久朝日野6地先	三好市山城町寺野字大休塚556	運搬距離(km)	5.1	12.2	86.8	処分費(円)	1,000円/t	22,700円/t	50,000円/m ³	種類	7.1x.11含有成形板等			処分許可業者の会社名	(株)明和テック			所在地	三好市山城町寺野字大休塚556			処分地の所在地	三好市山城町寺野字大休塚556			運搬距離(km)	86.8			処分費(円)	20,000円/m ³		
種類	コンクリートガラ(有筋)	塵ブラ	塵石綿等																																														
処分許可業者の会社名	(有)吉野川ポンプ(中間処分)		(株)明和テック																																														
所在地	徳島市応神町真丸方字北野7-2	徳島県板野郡松茂町豊久朝日野6地先	三好市山城町寺野字大休塚556																																														
処分地の所在地	徳島市応神町真丸方字西洲49-1	徳島県板野郡松茂町豊久朝日野6地先	三好市山城町寺野字大休塚556																																														
運搬距離(km)	5.1	12.2	86.8																																														
処分費(円)	1,000円/t	22,700円/t	50,000円/m ³																																														
種類	7.1x.11含有成形板等																																																
処分許可業者の会社名	(株)明和テック																																																
所在地	三好市山城町寺野字大休塚556																																																
処分地の所在地	三好市山城町寺野字大休塚556																																																
運搬距離(km)	86.8																																																
処分費(円)	20,000円/m ³																																																
⑤ 建設リサイクル法通知済証の提示	<p>受注者は、建設リサイクル法に基づく対象建設工事(特定建設資材を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が建設リサイクル法施行令で定める基準以上のもの)においては、工事現場の公衆の見やすい場所に工事着手前までに「建設リサイクル法通知済証」を提示し、工事しゅん工検査が終了するまで存置しておくなければならない。また、「建設リサイクル法通知済証」提示後の全景写真は電子納品の対象書類とし、「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づき提出することとする。なお、「建設リサイクル法通知済証」は契約締結後から工事着手日までの期間に発注者から支給することとする。</p>																																																
⑥ 技能士の適用																																																	

	徳島県県土整備部営繕課	●工事名	R 2 営繕 城ノ内高等学校 徳・北田宮 1 北教室棟外壁改修他工事	●図面番号	特-01
		●図面名	特記仕様書(1)	●縮尺	NON

項目	特記事項																							
	<p>○印 …… 適用作業</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事種目</th> <th>技能検定職種</th> <th>技能検定作業</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>仮設</td> <td>とび</td> <td>○ とび作業</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防水</td> <td rowspan="2">防水施工</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ○ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルト常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業 </td> </tr> <tr> <td>左官</td> <td>左官</td> <td>○ 左官作業</td> </tr> <tr> <td>塗装</td> <td>塗装</td> <td>○ 建築塗装作業</td> </tr> </tbody> </table>	工事種目	技能検定職種	技能検定作業	仮設	とび	○ とび作業	防水	防水施工	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 	<ul style="list-style-type: none"> ○ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルト常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業 	左官	左官	○ 左官作業	塗装	塗装	○ 建築塗装作業							
工事種目	技能検定職種	技能検定作業																						
仮設	とび	○ とび作業																						
防水	防水施工	<ul style="list-style-type: none"> ・ アスファルト防水工事作業 ・ ウレタンゴム系塗膜防水工事作業 ・ アクリルゴム系塗膜防水工事作業 ・ 合成ゴム系シート防水工事作業 ・ 塩化ビニル系シート防水工事作業 ・ セメント系防水工事作業 																						
		<ul style="list-style-type: none"> ○ シーリング防水工事作業 ・ 改質アスファルトシート工法防水工事作業 ・ 改質アスファルト常温粘着工法防水工事作業 ・ FRP防水工事作業 																						
左官	左官	○ 左官作業																						
塗装	塗装	○ 建築塗装作業																						
⑧ 設計変更箇所確認	<p>○工事監理業務受注者が作成する設計変更箇所一覧表の内容について監督員、工事監理業務受注者とともに定期的に確認すること</p> <p>○工事しゅん工前に全ての設計変更箇所について、監督員、工事監理業務受注者とともに、書面により確認すること</p>																							
⑨ 工事検査及び技術検査	<p>○設計図書(各施工計画書を含む)に定められた工程が完了した時、報告書を提出し、監督員の検査を受け、承諾を受けて次の工程に進むこと</p> <p>○試験等によらなければ、確認できない工事(製品)については、試験等計画書(施工計画書に記載)を提出し、監督員の承諾を受け試験を行い、その結果を報告し承認を得ること</p> <p>○次表により中間検査の対象工事となった場合は、原則として次表の実施回数以上の中間検査を実施するものとする。ただし、工事検査員が認める場合は、一般入札工事に限り、これによらないことができる。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>当初請負対象額</th> <th>一般入札工事</th> <th>低入札工事</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3千万円未満</td> <td>—</td> <td>1回</td> </tr> <tr> <td>3千万円以上5千万円未満</td> <td>—</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>5千万円以上1億円未満</td> <td>1回</td> <td>2回</td> </tr> <tr> <td>1億円以上</td> <td>2回</td> <td>3回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 低入札工事とは、低入札価格調査工事の調査基準価格を下回って落札した工事をいう。 一般入札工事とは、低入札工事以外の工事をいう。</p> <p>○中間検査の実施時期は、当該工事の工程を考慮し施工上の重要な時点で行うものとし、契約締結後速やかに監督員と協議すること。</p> <p>○中間検査が部分払検査と同時期になる場合は、中間検査を省略することができる。</p> <p>○基礎杭工事を含む工事については、請負対象額にかかわらず、基礎杭工事完了後、中間検査を実施する。</p> <p>○電子納品：対象</p> <p>○提出書類 ・ 竣工図(製本3部、電子データ2部)(A4→A3・A2・原図版) ・ 工事写真(写真帳1部(○着手前 ○竣工)、電子データ2部) ・ 使用材料一覧表(4部(うち3部は竣工図表紙裏面に貼付)、電子データ2部) ・ 保全に関する資料</p> <p>○竣工図は関係図面(データ貸与)を修正して作成すること。 竣工図データは、関係図面(データ貸与)を修正して作成し、PDF形式、SFC形式及びオリジナル形式をCD-Rに保存する。</p> <p>○工事写真の電子データはしゅん工、着工前、資材、施工状況の順に整理する。 しゅん工写真については、工事目的物の状態が、資材、施工状況等については、不可視不文の出来形が写真で的確に確認できること。</p> <p>○工事写真の撮影は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修「営繕工事写真撮影要領」によること。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>サイズ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>着工前</td> <td>カラー、手札版又はサーブサイズ</td> </tr> <tr> <td>工事中</td> <td>カラー、手札版又はサーブサイズ</td> </tr> <tr> <td>竣工</td> <td>カラー、手札版又はサーブサイズ</td> </tr> </tbody> </table> <p>○工事完成撮影は、専門家による(まらな)ものとする。</p> <p>○受注者は、建築工事を施工する場合、原則として「徳島県電子納品運用ガイドライン【建築工事編】」に基づいて調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子成果品として納品(以下「電子納品」という。)すること。</p>	当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事	3千万円未満	—	1回	3千万円以上5千万円未満	—	2回	5千万円以上1億円未満	1回	2回	1億円以上	2回	3回	区分	サイズ	着工前	カラー、手札版又はサーブサイズ	工事中	カラー、手札版又はサーブサイズ	竣工	カラー、手札版又はサーブサイズ
当初請負対象額	一般入札工事	低入札工事																						
3千万円未満	—	1回																						
3千万円以上5千万円未満	—	2回																						
5千万円以上1億円未満	1回	2回																						
1億円以上	2回	3回																						
区分	サイズ																							
着工前	カラー、手札版又はサーブサイズ																							
工事中	カラー、手札版又はサーブサイズ																							
竣工	カラー、手札版又はサーブサイズ																							
⑩ 完成図等																								

項目	特記事項
⑪ 火災保険	<p>◎対象物 工事目的物及び検査済材料(支給材料を含む)について付保すること。</p> <p>◎付保険外工事 次に掲げる単独工事については、付保を除外できる。 (1) 杭及び基礎工事 (2) コンクリート躯体工事 (3) 屋外付帯工事 (4) その他実状を判断の上、必要がないと認めた場合(外壁補修工事等)</p> <p>◎付保する時期及び金額 鉄筋コンクリート造の場合は躯体工事完了時に、木造及び鉄骨造の場合は基礎工事完了時に、請負金額相当額を付保する。 また、模様替え工事等については、工事着手時に請負金額相当額を付保する。</p> <p>◎保険終期 工事完成期日に14日を加えた期日とする。 なお、工期延伸した場合には、保険の期間も延長すること。</p> <p>◎その他 (1) 建設工事保険に付保した場合は、火災保険に付保したものとみなす。 (2) 付保する時期以降に出来高払いを行う場合は、受注者は保険契約の証券の写しを出来高払いの書類に添付すること。</p>
⑫ デジタル工事写真の小黒板情報電子化	<p>◎受注者は、デジタル工事写真の小黒板情報電子化の実施を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、デジタル工事写真の小黒板情報電子化対象工事(以下、「対象工事」という)とすることができる。</p> <p>◎対象工事は、徳島県GALS/ECホームページ掲載の「デジタル工事写真の小黒板情報電子化の運用について(県土整備部)」に記載された全ての内容を適用することとする。</p>

2章 改修仮設工事	
項目	特記事項
① 一般事項	<p>◎着工に先立ち、敷地境界、既存構造物、敷地の高低差地下埋設物の確認、近隣建築物及び工作物の現状確認、排水経路及び配水管の流末処理の確認並びに敷地周辺の状況確認を行うこと。</p>
2. ベンチマーク	<p>◎設計GLの設定は、BM()を±0とし、NGLはBM±()mmとする。ただし、監督員の指示により決定する。</p>
③ 足場等	<p>◎仮設機材及び経年仮設機材の使用については、次の規格又は認定基準(以下「規格等」という。)に適合するものを使用すること。 ①労働安全衛生法に基づく構造規格 ②(社)仮設工業会の認定基準 また、厚生労働省の「経年仮設機材の管理指針」に基づく(社)仮設工業会の「適用工場制度」による登録工場及び指定工場等の活用を努めるとともに、前記規格等に定めるもの以外の使用に当たってはあらかじめ強度等を確認した書類を監督員に提出し、承諾を得ること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づき、労働安全衛生規則別表第7に掲げる機械等(組立から解体までの期間が60日未満を除く)の設置や移転、変更を行う場合は、30日前までに所轄労働基準監督署長に届け出をおこなうこと。 届け出をおこなった場合は、監督員に報告すること。 届け出不要の場合は、その旨監督員に報告すること。</p> <p>◎労働安全衛生法第88条に基づく届け出の要否に関わらず、足場を設置する場合は、使用開始前に営繕課指定の足場チェックリストを用いて点検した後、監督員の確認を受けること。</p> <p>◎受注者は、高さが2m以上の箇所で行う場合は、墜落防止に留意し、作業日毎に「墜落防止チェックシート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>◎外部足場(種類：建枠、仕様：2枚布、D=90cm、シート仕様：白シート(防災I類) ・ 壁つなぎ間隔(水平方向)：3.66m以下、鉛直方向：3.4m以下) ・ 足場を設置する場合は、原則として「手すり先行工法に関するガイドライン」(2.2.4)の別紙1「手すり先行工法による足場の組み立て等に関する基準」の2の(2) 手すり据置方式 により行うこと。 ただし監督員の承諾を得た場合は、(3)手すり先行専用足場方式により行うことができる。</p> <p>◎内部足場(一般部)(種類：脚立足場、仕様： 枚布、D= cm) ◎内部足場(階段室)(種類：単管、仕様：2枚足場板、D=50cm)</p> <p>・ 仮囲いを設置する場合は、設置後に「営繕課発注現場安全再確認シート」を活用して点検を行い、その記録を保管すること。</p> <p>・ 仮囲い(仕様： , H= m, L= m)</p> <p>◎ゲート(=柵・無、仕様：)</p> <p>◎足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。</p>

項目	特記事項
④ 養生	<p>◎受注者は、つり足場(ゴンドラのつり足場を除く)、張出し足場又は高さが5メートル以上の構造の足場の組立て、解体又は変更の作業において、材料、器具、工具等を用い、又はおろすときは、つり綱、つり袋等を労働者に使用させなければならない。また、作業主任者を選任し、その氏名、職務を掲示すること。</p> <p>◎その他</p> <p>◎既存部分の養生範囲は図示による。(養生方法：)</p> <p>◎既存部分の家具等の養生範囲は図示による。(養生方法：)</p> <p>◎仮間仕切りは、(A種・B種・C種)とする。 工事区画は、間仕切りにて区画を行い、鍵付き木製扉を取り付けること</p>
⑤ 監督員事務所	<p>◎監督員事務所は(設ける(面積)程度)・設けない)</p> <p>◎監督員事務所を設置する場合、備品は次のものを設置すること。 (1) 机、椅子、書棚、製図版、掛時計、温度計、湿度計 (2) ゴム長靴、雨がっぱ、保護帽、懐中電灯、安全帯 (3) 誘導加入電話の子機 (4) 衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器、湯沸器、掃除具 (5) ファクシミリ他</p>
⑥ 工事用用水、電力等	<p>◎既存電力利用(出来る・出来ない)、電力料金(有償・無償)ただし、施設管理者と協議すること。</p> <p>◎既存水利用(出来る・出来ない)、水料金(有償・無償)</p> <p>◎電力引込負担金 円</p> <p>◎上下水引込負担金 円</p> <p>◎ガス引込負担金 円</p>
⑦ 仮設トイレの洋式化	<p>◎受注者は当初請負対象金額(設計金額)1千万円以上7千万円未満の工事において、仮設トイレを設置する場合、原則として「洋式トイレ」を設置しなければならない。また、現場従事者に女性が含まれる場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、当初請負対象金額(設計金額)7千万円以上の工事において仮設トイレを設置する場合は、原則として「女性専用トイレ(快適トイレ)」を設置しなければならない。ただし、特段の理由がある場合はこの限りでない。</p> <p>◎受注者は、仮設トイレを設置した場合、「仮設トイレ設置報告書」を監督員に提出しなければならない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>○洋式トイレとは、和式トイレの便座部分を洋式化したトイレのこと。 ○快適トイレとは、洋式トイレのうち、防災対策・施設の強化などが実施された、女性が利用しやすい仮設トイレのこと。</p> </div>

2章 防水工事																																											
項目	特記事項																																										
⑧ シーリング	<p>◎シーリング材は、JIS A 5758の規格品とする。</p> <p>◎プライマーは、被着体及びシーリングの種類により使い分けること。</p> <p>◎監督員に、シーリング材の有効期限が切れていないことの確認を受けること。</p> <p>◎シーリング面への仕上塗材仕上げ等を(行う・行わない)。</p> <p>◎外部に面するシーリング材は、施工に先立ち(簡易接着性試験・引張接着性試験)を行う。</p> <p>◎種類及び施工箇所</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>記号</th> <th>材質</th> <th>既存</th> <th>施工箇所</th> <th>改修工法</th> <th>寸法</th> <th>接着試験</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>SR-1</td> <td>1成分シリコーン系</td> <td>撤去</td> <td>が残留</td> <td>再充填</td> <td>5×5</td> <td></td> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン</td> <td>撤去</td> <td>打継目地</td> <td>再充填</td> <td>20×10</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン</td> <td>撤去</td> <td>外部建具廻り</td> <td>再充填</td> <td>15×10</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン</td> <td>撤去</td> <td>外部、内部</td> <td>再充填</td> <td>10×10</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>MS-2</td> <td>変成シリコーン</td> <td></td> <td>KFK6化粧目地</td> <td></td> <td>5×5</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験	SR-1	1成分シリコーン系	撤去	が残留	再充填	5×5		MS-2	変成シリコーン	撤去	打継目地	再充填	20×10	○	MS-2	変成シリコーン	撤去	外部建具廻り	再充填	15×10	○	MS-2	変成シリコーン	撤去	外部、内部	再充填	10×10	○	MS-2	変成シリコーン		KFK6化粧目地		5×5	
記号	材質	既存	施工箇所	改修工法	寸法	接着試験																																					
SR-1	1成分シリコーン系	撤去	が残留	再充填	5×5																																						
MS-2	変成シリコーン	撤去	打継目地	再充填	20×10	○																																					
MS-2	変成シリコーン	撤去	外部建具廻り	再充填	15×10	○																																					
MS-2	変成シリコーン	撤去	外部、内部	再充填	10×10	○																																					
MS-2	変成シリコーン		KFK6化粧目地		5×5																																						

	徳島県県土整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 城ノ内高等学校 徳・北田宮1 北教室棟外壁改修他工事	●図面番号 特-02	
		●図面名 特記仕様書(2)	●縮尺 NON	

5章 外壁改修工事																																																																																	
項目	特記事項																																																																																
① 外壁改修の施工数量及び調査方法	<p>◎当工事の積算計上数量は、1階部分の調査数量を調査し、全体数量との面積比率により算出した数量の70%を計上している。</p> <p>◎施工数量は、次の調査により監督員が承諾し確定した数量に基づき設計変更を行う。(設計変更単価は、単価で行う)</p> <p>◎外部足場設置後、施工数量調査を行う。</p> <p>◎調査に先立ち、調査内容及び方法等の計画書を作成し監督員の承諾を得ること。また、調査方法等で専門知識が必要な場合は、各工法・材料の専門技術者(製造所等)に依頼すること。</p>																																																																																
② 外壁改修工法の種類及び材料	<p>◎モルタル塗仕上げ外壁</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>工法</th> <th>ひび割れ部</th> <th>欠損部</th> <th>浮き部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>樹脂注入工法</td> <td>工法:自動式樹脂注入工法 注入量: ml/本 注入間隔: 250mm エポキシ樹脂: 低粘度形 中粘度形</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>Uカットシール材充填工法</td> <td>材料: シーリング材 ポリウレタン系</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>シール工法</td> <td>材料:</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>エポキシ樹脂: 充填量: 25 ml/本 ピン本数 一般: 16 本/m² 指定: 25 本/m²</td> </tr> <tr> <td>アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法</td> <td></td> <td></td> <td>エポキシ樹脂: 注入量: 25 ml/本 注入口: 個/m² ピン本数 一般: 13 本/m² 指定: 20 本/m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎ ひび割れ等の調査の上、監督員に報告し指示を受けること。</p> <p>◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。</p> <p>◎下地処理(下地のひび割れ部の補修)は、2. 外壁改修工法の種類と材料による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>既存塗膜の除去及び下地処理</th> <th>下地仕上</th> <th>下地調整</th> <th>仕上形状</th> <th>工法</th> <th>防火認定</th> <th>上塗材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>薄付け仕上塗材 JIS A 6909</td> <td>外装薄塗材Si 可とう形 外装薄塗材Si 外装薄塗材E (下地調整材 7A[△]△含有) 外装薄塗材E</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>水洗い工法 剥離剤併用工具(カ)工法 (劣化部分の周辺のみ)</td> <td>金ごて</td> <td>がわ系 C-1</td> <td>砂壁状</td> <td>吹付</td> <td>-</td> <td>つや消し</td> </tr> <tr> <td></td> <td>がわ工法</td> <td>金ごて</td> <td>がわ系 C-1</td> <td>砂壁状</td> <td>吹付</td> <td>-</td> <td>つや消し</td> </tr> <tr> <td>可とう形 外装薄塗材E 防水形 外装薄塗材E 外装薄塗材S</td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>可とう形 改修用仕上 塗材</td> <td>可とう形改修塗材E (下地調整材 7A[△]△含有) 可とう形改修塗材E 可とう形改修塗材RE 可とう形改修塗材CE</td> <td>水洗い工法 剥離剤併用工具(カ)工法 (劣化部分の周辺のみ)</td> <td>金ごて</td> <td>がわ系 C-1</td> <td>既存 パターンを 生かす (注1)</td> <td>吹付</td> <td>- つやあり</td> </tr> <tr> <td></td> <td>がわ工法</td> <td>金ごて</td> <td>がわ系 C-1</td> <td>既存 パターンを 生かす (注1)</td> <td>吹付</td> <td>-</td> <td>つやあり</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎施工後、施工表を監督員の指示する場所に取り付けること。 (注1)クラック補修部分は、既存に合わせてパターンを付ける</p>	工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部	樹脂注入工法	工法:自動式樹脂注入工法 注入量: ml/本 注入間隔: 250mm エポキシ樹脂: 低粘度形 中粘度形			Uカットシール材充填工法	材料: シーリング材 ポリウレタン系			シール工法	材料:			アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法			エポキシ樹脂: 充填量: 25 ml/本 ピン本数 一般: 16 本/m ² 指定: 25 本/m ²	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法			エポキシ樹脂: 注入量: 25 ml/本 注入口: 個/m ² ピン本数 一般: 13 本/m ² 指定: 20 本/m ²	種類	既存塗膜の除去及び下地処理	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材	薄付け仕上塗材 JIS A 6909	外装薄塗材Si 可とう形 外装薄塗材Si 外装薄塗材E (下地調整材 7A [△] △含有) 外装薄塗材E								水洗い工法 剥離剤併用工具(カ)工法 (劣化部分の周辺のみ)	金ごて	がわ系 C-1	砂壁状	吹付	-	つや消し		がわ工法	金ごて	がわ系 C-1	砂壁状	吹付	-	つや消し	可とう形 外装薄塗材E 防水形 外装薄塗材E 外装薄塗材S								可とう形 改修用仕上 塗材	可とう形改修塗材E (下地調整材 7A [△] △含有) 可とう形改修塗材E 可とう形改修塗材RE 可とう形改修塗材CE	水洗い工法 剥離剤併用工具(カ)工法 (劣化部分の周辺のみ)	金ごて	がわ系 C-1	既存 パターンを 生かす (注1)	吹付	- つやあり		がわ工法	金ごて	がわ系 C-1	既存 パターンを 生かす (注1)	吹付	-	つやあり
工法	ひび割れ部	欠損部	浮き部																																																																														
樹脂注入工法	工法:自動式樹脂注入工法 注入量: ml/本 注入間隔: 250mm エポキシ樹脂: 低粘度形 中粘度形																																																																																
Uカットシール材充填工法	材料: シーリング材 ポリウレタン系																																																																																
シール工法	材料:																																																																																
アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法			エポキシ樹脂: 充填量: 25 ml/本 ピン本数 一般: 16 本/m ² 指定: 25 本/m ²																																																																														
アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法			エポキシ樹脂: 注入量: 25 ml/本 注入口: 個/m ² ピン本数 一般: 13 本/m ² 指定: 20 本/m ²																																																																														
種類	既存塗膜の除去及び下地処理	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材																																																																										
薄付け仕上塗材 JIS A 6909	外装薄塗材Si 可とう形 外装薄塗材Si 外装薄塗材E (下地調整材 7A [△] △含有) 外装薄塗材E																																																																																
	水洗い工法 剥離剤併用工具(カ)工法 (劣化部分の周辺のみ)	金ごて	がわ系 C-1	砂壁状	吹付	-	つや消し																																																																										
	がわ工法	金ごて	がわ系 C-1	砂壁状	吹付	-	つや消し																																																																										
可とう形 外装薄塗材E 防水形 外装薄塗材E 外装薄塗材S																																																																																	
可とう形 改修用仕上 塗材	可とう形改修塗材E (下地調整材 7A [△] △含有) 可とう形改修塗材E 可とう形改修塗材RE 可とう形改修塗材CE	水洗い工法 剥離剤併用工具(カ)工法 (劣化部分の周辺のみ)	金ごて	がわ系 C-1	既存 パターンを 生かす (注1)	吹付	- つやあり																																																																										
	がわ工法	金ごて	がわ系 C-1	既存 パターンを 生かす (注1)	吹付	-	つやあり																																																																										
③ 塗り仕上げ外壁改修工事																																																																																	

6章 内装改修工事									
項目	特記事項								
① 一般事項	<p>◎工事に先立ち、改修部分の隠蔽部の調査を行い、設計図書と照合し、支障があった場合は、速やかに監督員に報告し、指示を受けること。</p> <p>◎各部の撤去により、下地及び構造躯体にひび割れ及び欠陥部が発見された場合は、速やかに監督員に報告し指示を受けること。</p>								
② 撤去並びに下地補修	<p>◎各改修工事の仕様は、仕様・仕上げ表による。</p> <p>①床改修</p> <p>・既設床仕上げ材の除去 改標仕6.2.2(1)参照</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>撤去工法</th> <th>撤去範囲</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ビニール床タイル</td> <td>改標仕6.2.2(1)(ア)による</td> <td>一部(図示)</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>◎コンクリート又はモルタル面の下地処理 改標仕6.2.2(2)参照</p>	種類	撤去工法	撤去範囲	備考	ビニール床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	一部(図示)	
種類	撤去工法	撤去範囲	備考						
ビニール床タイル	改標仕6.2.2(1)(ア)による	一部(図示)							

項目	特記事項		
	下地の状況	下地処理方法	備考欄
	欠損部 下地モルタル撤去部	モルタルで補修し乾燥後 デッキブラシ等で清掃	塗厚さ及び下地の風化状況により、 モルタル補修が困難な場合は、カチ オン系樹脂モルタル及びノロ等の補修
	壁塗装	サンダー掛け	便所 貼部
	◎改修後の床の清掃範囲は図示する。		
	②壁改修		
	◎コンクリート間仕切り壁 改標仕6.3.2(1)参照		
	・間仕切り壁撤去に伴う構造体の補修 モルタル塗り ※施工場所は図示による。		

7章 塗装改修工事																	
項目	特記事項																
① 一般事項	<p>◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。</p> <p>◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。</p> <p>◎ユリア樹脂等(ユリア樹脂、メラミン樹脂、フェノール樹脂、レゾルシノール樹脂又はホルムアルデヒド系防腐剤)を用いた塗料のホルムアルデヒドの発散量は、F☆☆☆☆とする。</p> <p>ただし、正当な理由により確保が困難である場合等、ホルムアルデヒドの発散量が、F☆☆☆☆の塗料を使用できない場合には、監督員と協議するものとし、監督員の承諾を得るものとする。</p>																
② フタル酸樹脂エナメル塗り(FE)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄部(塗替)</td> <td>3種</td> <td>RC種</td> <td>樋、手摺</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	下地調整	備考	鉄部(塗替)	3種	RC種	樋、手摺								
区分	種別	下地調整	備考														
鉄部(塗替)	3種	RC種	樋、手摺														
③ 吹き付け仕上げ改修工事	<p>◎仕上げの模様、色及びつやは、見本帳又は見本塗り板を監督員に提出して、承諾をうけること。</p> <p>◎下地処理(下地のひび割れ部の補修)は、2. 外壁改修工法の種類と材料による。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>既存塗膜の除去及び下地処理</th> <th>下地仕上</th> <th>下地調整</th> <th>仕上形状</th> <th>工法</th> <th>防火認定</th> <th>上塗材</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>既存</td> <td>剥離剤併用 薄付け 仕上塗材 (内装薄塗材E)</td> <td>金ごて</td> <td>がわ系 C-1</td> <td>砂壁状</td> <td>吹付</td> <td>-</td> <td>つや消し</td> </tr> </tbody> </table>	種類	既存塗膜の除去及び下地処理	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材	既存	剥離剤併用 薄付け 仕上塗材 (内装薄塗材E)	金ごて	がわ系 C-1	砂壁状	吹付	-	つや消し
種類	既存塗膜の除去及び下地処理	下地仕上	下地調整	仕上形状	工法	防火認定	上塗材										
既存	剥離剤併用 薄付け 仕上塗材 (内装薄塗材E)	金ごて	がわ系 C-1	砂壁状	吹付	-	つや消し										
④ 耐候性塗料塗り(DP)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>種別</th> <th>下地調整</th> <th>上塗りの等級</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>鉄鋼面</td> <td></td> <td>B種</td> <td>一級</td> <td>・折板屋根</td> </tr> <tr> <td>塩ビ面</td> <td></td> <td>RB種</td> <td></td> <td>・塩ビ製換気パイプ</td> </tr> </tbody> </table>	区分	種別	下地調整	上塗りの等級	備考	鉄鋼面		B種	一級	・折板屋根	塩ビ面		RB種		・塩ビ製換気パイプ	
区分	種別	下地調整	上塗りの等級	備考													
鉄鋼面		B種	一級	・折板屋根													
塩ビ面		RB種		・塩ビ製換気パイプ													

8章 環境配慮(グリーン)改修工事	
項目	特記事項
1. アスベスト含有建材の 処理工事	
① 一般事項	<p>◎関係法令、都道府県の条例等を遵守すること。</p> <p>◎石綿ばく露防止対策等の実施内容を改標仕9.1.2(6)により見やすい場所に掲示すること。</p> <p>◎既存の石綿含有建材の分析結果は(・資与する)</p> <p>◎事前の施工調査等を改標仕9.1.1(d)により行い、調査結果を監督員に提出すること。 ・ただし、分析によるアスベスト含有の調査は、JIS A 1481-1による。</p> <p>◎アスベスト粉塵濃度測定を(行う ・行わない)</p> <p>・濃度測定は「JIS K 3850-1 空気中の繊維状粒子測定方法-第1部:光学顕微鏡法及び走査電子顕微鏡法」による位相差・分散顕微鏡法による。</p> <p>・測定機関は徳島労働局に登録されている作業環境測定機関とする。</p> <p>・報告書を(3)部作成し監督員に提出すること。</p> <p>・測定場所及び箇所は図示による。測定時期()</p> <p>◎施工計画</p> <p>(1) 工事着手前に施工計画書を監督員に提出し、承諾を受けること。</p> <p>(2) アスベスト除去工事に係る官公署他への手続きを遅延なく行うこと。</p> <p>◎アスベスト含有建材の除去を直接行う専門事業者については、工事に相応した技術を有することを証明する資料を監督員に提出する。</p> <p>◎工法</p> <p>(1) アスベスト除去工法は、「建築物等の保全技術・技術審査証明事業」による保全審査証明取得工法又は(一財)日本建築センターによる審査証明取得工法とする。</p>
② アスベスト含有吹付け材の 除去	

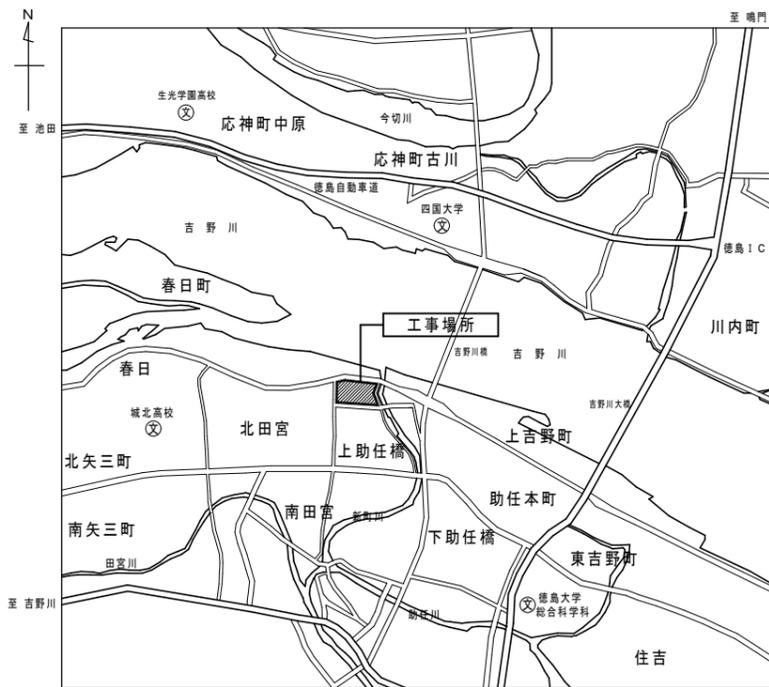
項目	特記事項												
	<p>◎除去箇所一覧表</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>階数</th> <th>室名</th> <th>建材種別</th> <th>面積</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外壁</td> <td>クラック補修箇所(西棟)</td> <td>リシン吹付(下地調整材)、吹付タイル(下地調整材)</td> <td>86.6m²</td> </tr> <tr> <td>内壁</td> <td>滞り廊下天井</td> <td>珪石吹付</td> <td>31.8m²</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎アスベスト含有吹付け材の除去の工法 主要工法: 剥離剤併用工具ケレン工法 補完工法: 剥離剤併用超音波ケレン工法</p> <p>◎施工記録等</p> <p>(1) 施工記録報告書を作成し、監督員に提出すること。</p> <p>(2) 施工記録報告書のうち作業者の作業記録は40年間の保存すること。</p>	階数	室名	建材種別	面積	外壁	クラック補修箇所(西棟)	リシン吹付(下地調整材)、吹付タイル(下地調整材)	86.6m ²	内壁	滞り廊下天井	珪石吹付	31.8m ²
階数	室名	建材種別	面積										
外壁	クラック補修箇所(西棟)	リシン吹付(下地調整材)、吹付タイル(下地調整材)	86.6m ²										
内壁	滞り廊下天井	珪石吹付	31.8m ²										

9章 電気工事	
項目	特記事項
① 工事項目 (塗装のみのやり替えの場合)	<p>図示の位置の電気配管及びブルボックスの塗装補修を行う。</p> <p>図示位置の電気配管及びブルボックスの取り替え並びに付帯配線の改修を行う。</p>
② 共通仕様	<p>特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(電気設備工事編(平成31年版))」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(電気設備工事編(平成31年版))」及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編(平成31年版))」による。なお、本工事が建築工事または機械設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「電気設備工事管理指針(令和元年版)」を参考とする。</p>
③ 特記仕様 (塗装のみのやり替えの場合)	<p>配管・ブルボックスの塗装工程は、標寸<1>2.7.1による。</p> <p>(1) 室内、幹線ブルボックス内、ケーブルラック上の要所、マンホール・ハンドホール内、その他要所には合成樹脂製、ファイバ製等の表示札等を取り付け、回路の種類、行き先等を標示する(標寸<2>2.2.10、<2>2.12.5) なお、屋外において直接外気に触れる場所(室内、ブルボックス内を除く。)及びマンホール・ハンドホール内の表示札等はエッチングプレート等の耐候性を有するものとする。</p> <p>(2) 屋外の金属製防水形ブルボックスは換付塗装とする。</p> <p>(3) 屋外及びビット内の支持金物等はステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛メッキ製とする。</p> <p>(4) あと施工アンカーボルトの選定については、次による。</p> <p>・配管の吊及び支持材の固定には、その自重に十分たえうるアンカーを使用する。なお、耐震支持に使用する躯体取付用のアンカーは金属拡張アンカーおねじ形又は接着系アンカーとする。</p> <p>・屋外に使用するものはステンレス製(SUS304)とする。</p> <p>(5) 次の部分の露出する電線管、支持管、架台等は塗装を行う。</p> <p>(・一般居室、廊下等) (屋外)</p> <p>亜鉛メッキ金属電線管はエッチングプライマー1種(JIS-K-5633)による化学処理を行ったあと調合ペイント2回塗りとする。</p> <p>屋内、屋外及びビット内の支持金物等のうち、ステンレス製(SUS304)又は溶融亜鉛メッキ製のものは、原則塗装は行わない。</p> <p>通信・情報設備の弱電流電線は絶縁抵抗測定を行う。(標寸<6>3.28.2</p>

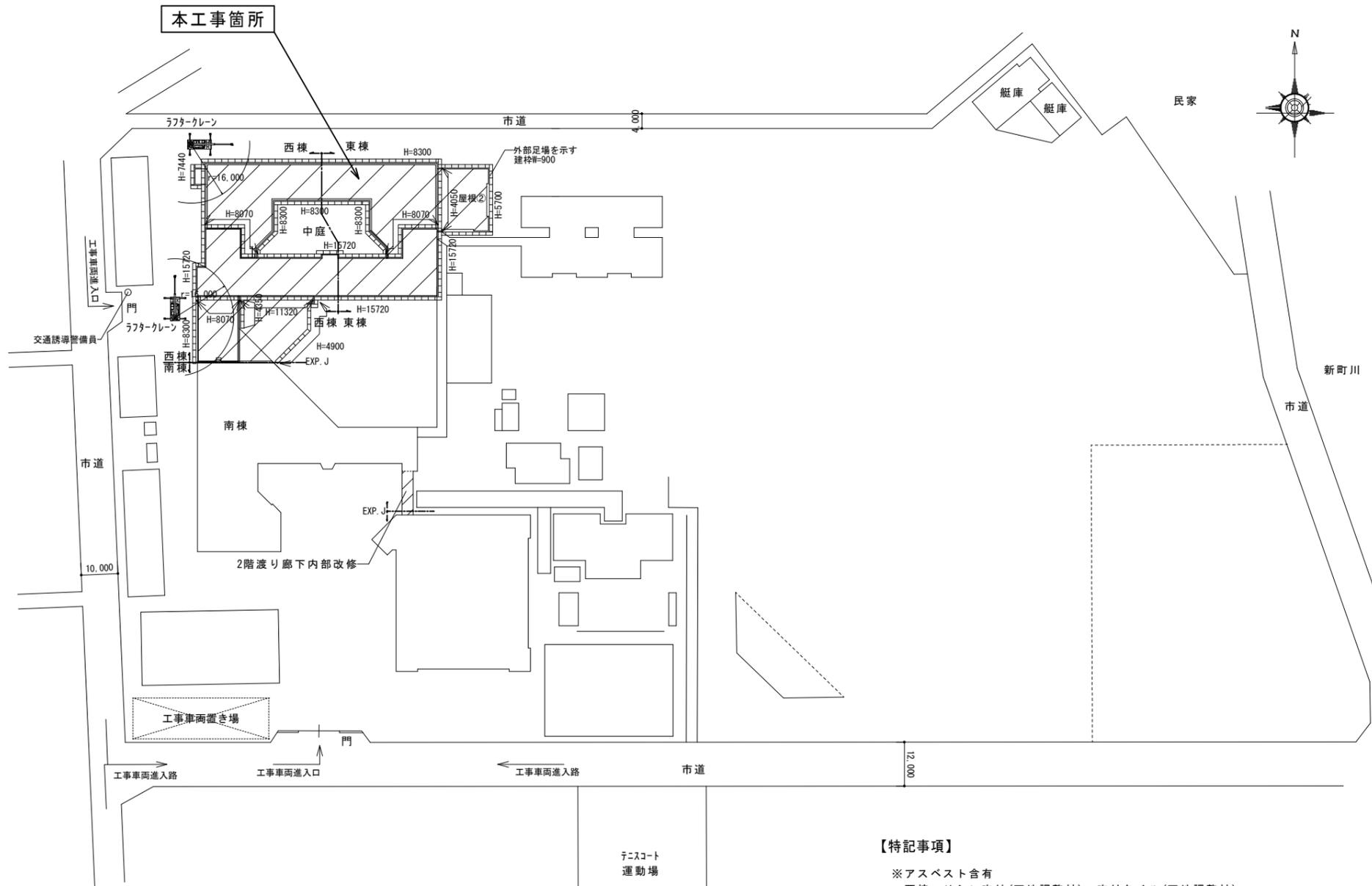
10章 管工事	
項目	特記事項
① 工事項目	<p>図示位置の給水配管保温の撤去撤替を行う。</p>
② 共通仕様	<p>特記仕様及び図面に記載されていない事項は、国土交通大臣官房官庁営繕部監修の「公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編(平成31年版))」(ただし、改修工事の場合は「公共建築改修工事標準仕様書(機械設備工事編(平成31年版))」及び「公共建築設備工事標準図(電気設備工事編(平成31年版))」による。なお、本工事が建築工事または電気設備工事を含む場合は、それぞれの工事に係る標準仕様書による。また、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の「機械設備工事管理指針(令和元年版)」を参考とする。</p>
③ 特記仕様	<p>給水管の保温仕様は次の通りとする。</p> <p>(現況) グラスウール保温材+亜鉛鉄板 (改修後) ポリスチレンフォーム保温材+ステンレス鋼板(標寸<2>3.1.5: e 2. ハ・V11</p>

11章 その他	
項目	特記事項
① 養生、取り外し再取付	<p>◎作業に影響する既存の備品類、設備等については、養生または損傷を与えないように取り外し、作業後速やかに再取付のこと。</p>

	徳島県土木整備部営繕課	●工事名 R2 営繕 城ノ内高等学校 徳・北田宮1 北教室棟外壁改修他工事	●図面番号 特-03	
		●図面名 特記仕様書(3)	●縮尺 NON	



附近見取図

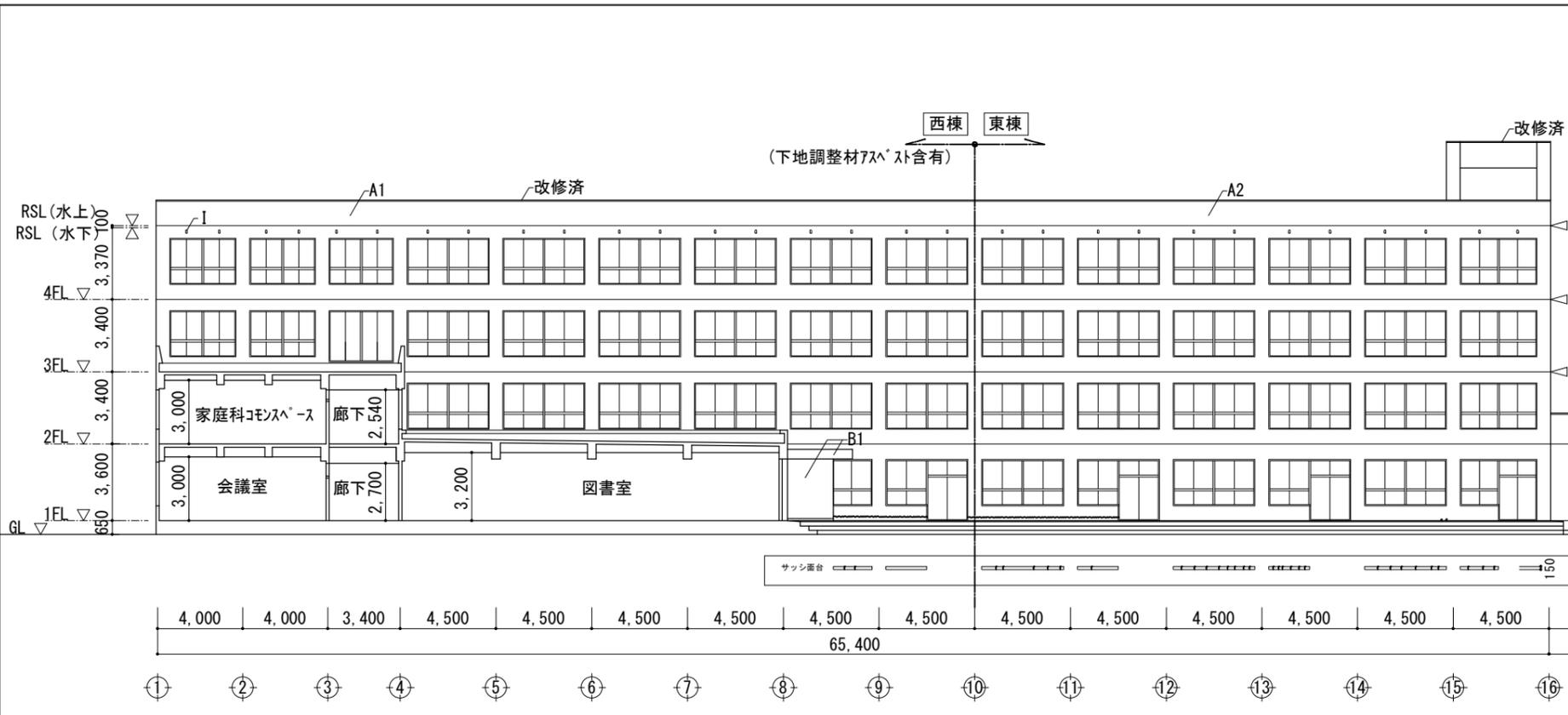


配置図 S=1/1000

【特記事項】

- ※アスベスト含有
西棟：リシン吹付(下地調整材)、吹付タイル(下地調整材)
- ※外部足場の組み立ては、別途契約工事の取り合いがあるので、調整の上組み立てること。
- ※ 工事車両・資材置き場等の位置は、現場監督員、建物管理者、工事業者の3者で協議の上決定することとする。
- ※ 地下埋設物への影響が予想される場所では、施工に先立ち、原則として試掘を行い、当該埋設物の種類、位置(平面・深さ)、規格、構造等を確認しなければならない。
- ※ 受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう受注者の負担でその都度補修又は補償すること。
- ※既設建物への出入口は、梁枠等設置、通路養生を行い、安全に通行できるようにすること
- ※足場等の設置業者は、別契約の関係受注者に無償で使用させること。また、安全管理も実施すること。

徳島県土木整備部管轄課	●工事名	R2 宮城 城ノ内高等学校 徳・北田宮1 北教室棟外壁改修他工事	●図面番号	A-01	株式会社 宮建築設計 管理建築士 1級00947号 宮本 博 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
	●図面名	附近見取図・配置図 仮設計画参考図	●縮尺	A2=1/1000 A3=71%	

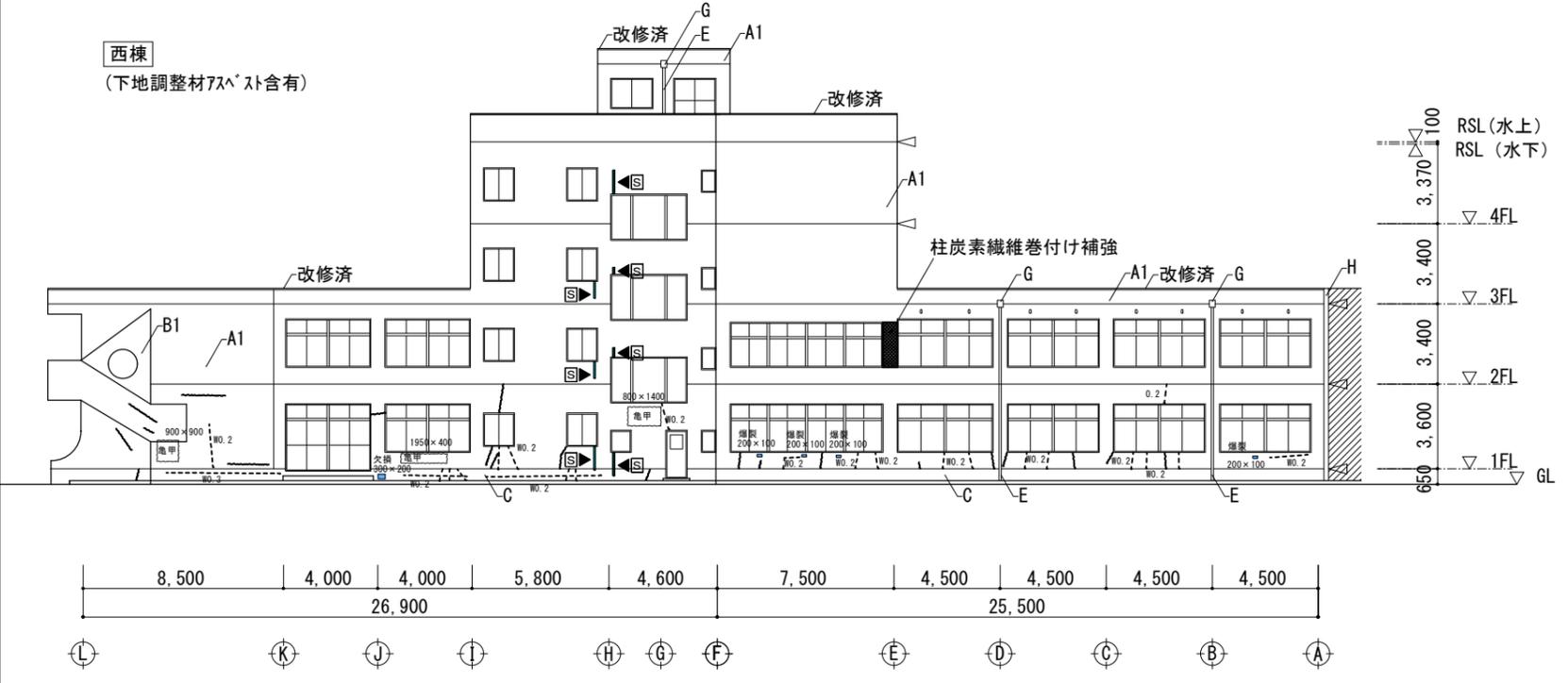
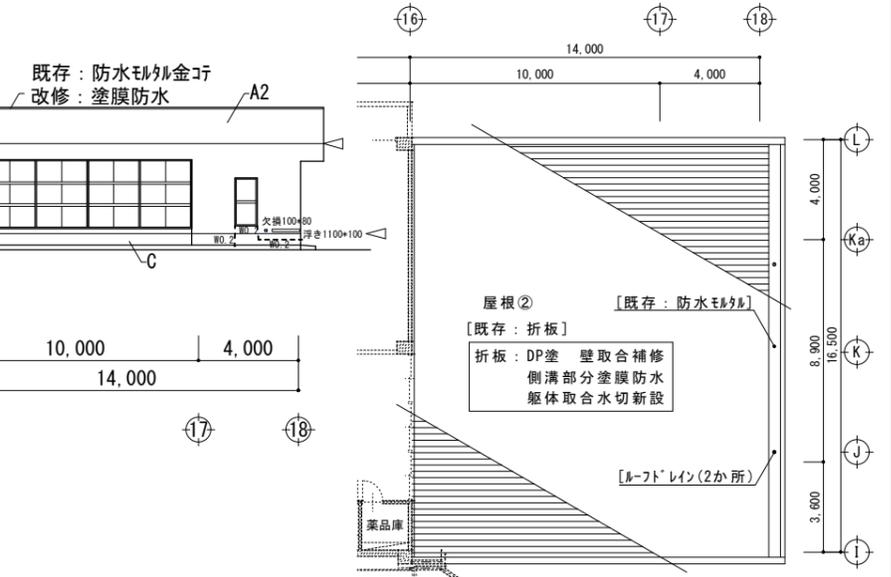


南1立面図 1/200

1階クラック集計

	壁クラック (m)		欠損 (鉄筋露出部) (か所)	欠損 (浅い欠損30mm以下) (か所)	モルタル浮き (0.25㎡未満) (か所)	モルタル浮き (0.25㎡以上) (か所)	巾木薄塗補修 (㎡)
	0.2mm未満	0.2mm以上					
南面	13.57(4.69)	3.05		1(1)	1		
西面	(16.84)	(28.72)	(4)	(1)			
北面		15.58(2.2)		1(1)	(2)		3.2
東面		4.65					
計	13.57(21.53)	23.28(30.92)	(4)	2(3)	1(2)		3.2

() は下地調整材7スベト含有

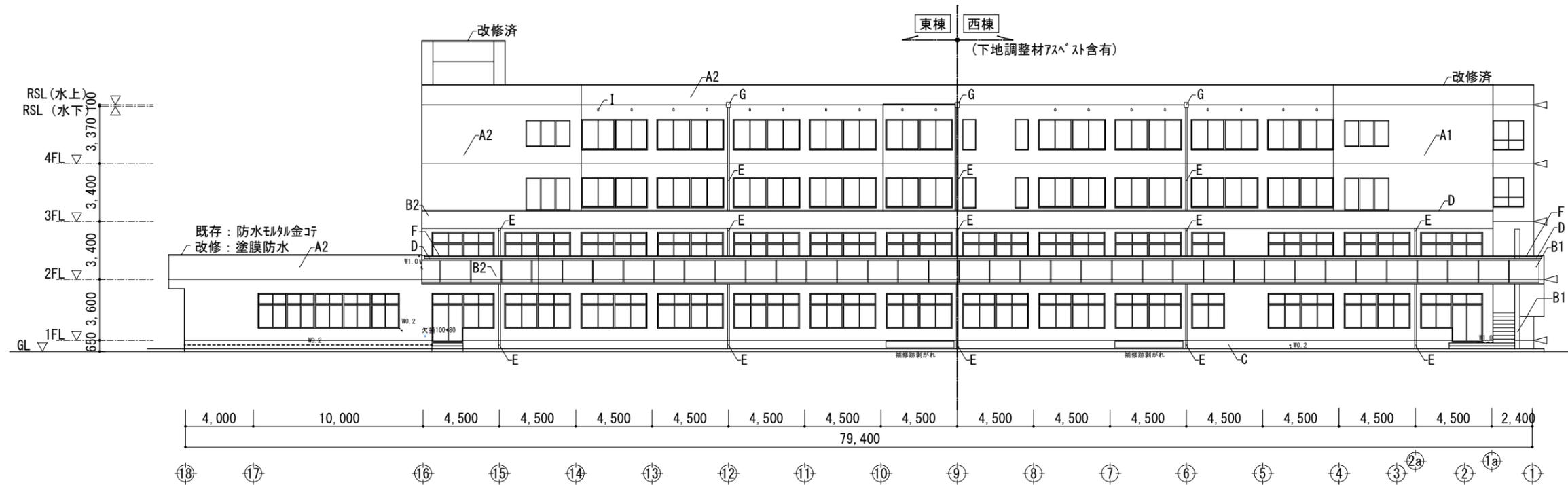


西1立面図 1/200

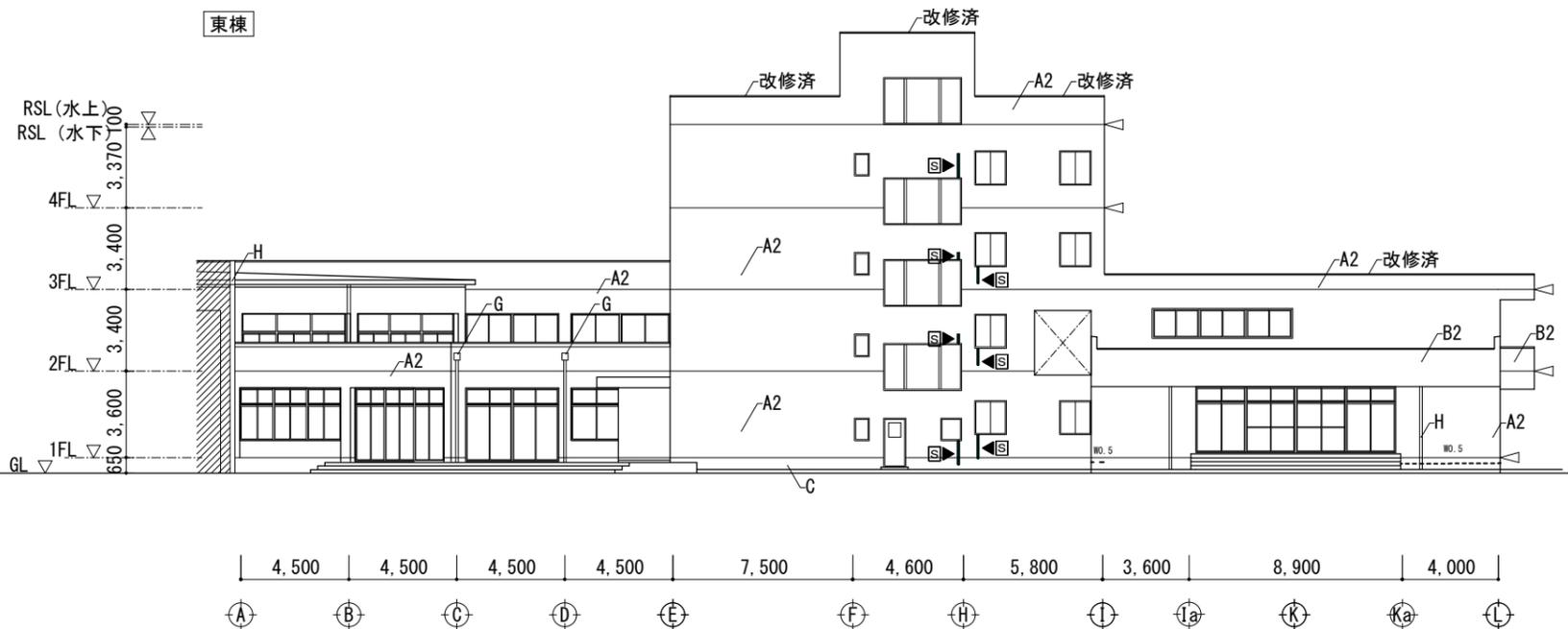
- ◁ : 打ち継ぎシーリング MS-2 20×10(全周打ち替え)
 - ◀◻ : 構造スリット(美装)
 - : 欠損又は、爆裂
 - : 薄塗モルタル又は、塗装下地、浮き
 - : クラック、0.2mm未満
 - - - : クラック、0.2mm以上
- ※サッシ廻りシーリング MS-2 15×15(全周打ち替え)

凡例番号	既設面	改修概要
A1	アクリルシ吹付(下地調整材7スベト含有)(外装薄塗材E)	水洗い工法 ただし、劣化部分周辺のみ既存仕上げ撤去(7スベト含有下地調整材共)全面がポリエステル樹脂モルタル(C-1)の上外装薄塗材E
A2	アクリルシ吹付	サンダー工法 全面がポリエステル樹脂モルタル(C-1)の上外装薄塗材E
B1	吹付タイル(アクリル系)(下地調整材7スベト含有)	水洗い工法 ただし、劣化部分周辺のみ既存仕上げ撤去(7スベト含有下地調整材共)全面がポリエステル樹脂モルタル(C-1)の上可とう形改修塗材E(クラック補修部分は、既存に合わせてパターンを付ける)
B2	吹付タイル(アクリル系)(複層塗材E)	サンダー工法 全面がポリエステル樹脂モルタル(C-1)の上可とう形改修塗材E(クラック補修部分は、既存に合わせてパターンを付ける)
C	打ち放し	水洗い工法
D	防水モルタル金コ	水洗い工法
E	縦樋 配管用鋼管(φ100)FE塗	下地調整の上FE(3種)塗替
F	鉄部FE塗装	下地調整の上FE(3種)塗替
G	飾り樹 SUS304厚1.8 250×300 7ヶ付	美装
H	EXP. J金物(7mm製)	美装
I	塩ビ製換気パイプφ75	下地調整の上DP塗1種

I	欠損(鉄筋露出部)充填工法	鉄筋防錆塗、エポキシ樹脂モルタル充填+ケイ砂	
II	欠損(浅い欠損30mm以下)充填工法	ポリマーセメントモルタル充填	
III	モルタル浮き部(0.25㎡未満)	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	
IV	モルタル浮き部(0.25㎡以上)	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	
V	タイル浮き部(0.25㎡未満)	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法	
VI	タイル浮き部(0.25㎡以上)	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法	
VII	補修済部	充填工法(エポキシ樹脂モルタル+ケイ砂)	
VIII	ひび割れ部 モルタル面	樹脂注入工法	
		1.0mmこえる	Uカットシール材充填工法
IX	ひび割れ部 タイル面	樹脂注入工法	



北 1 立面図 1/200

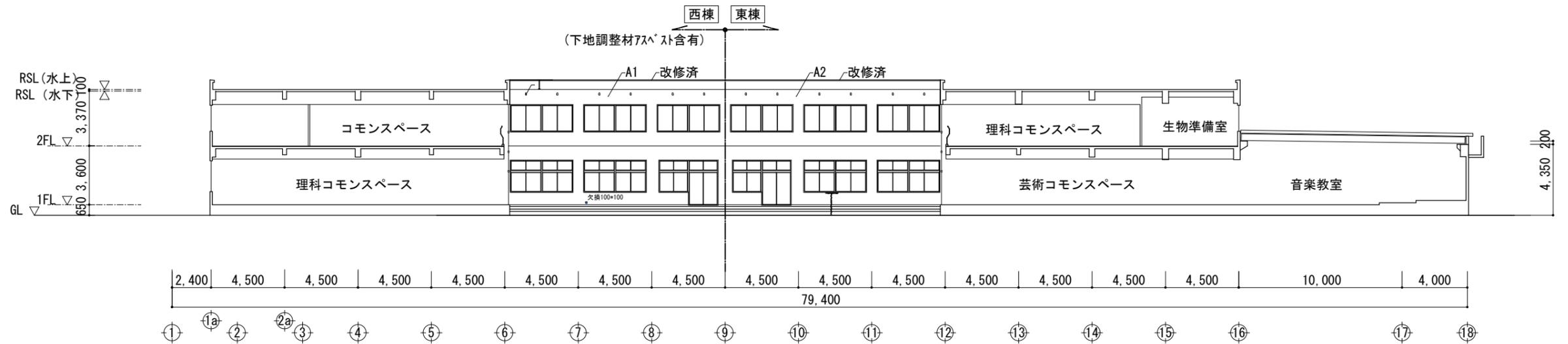


東 1 立面図 1/200

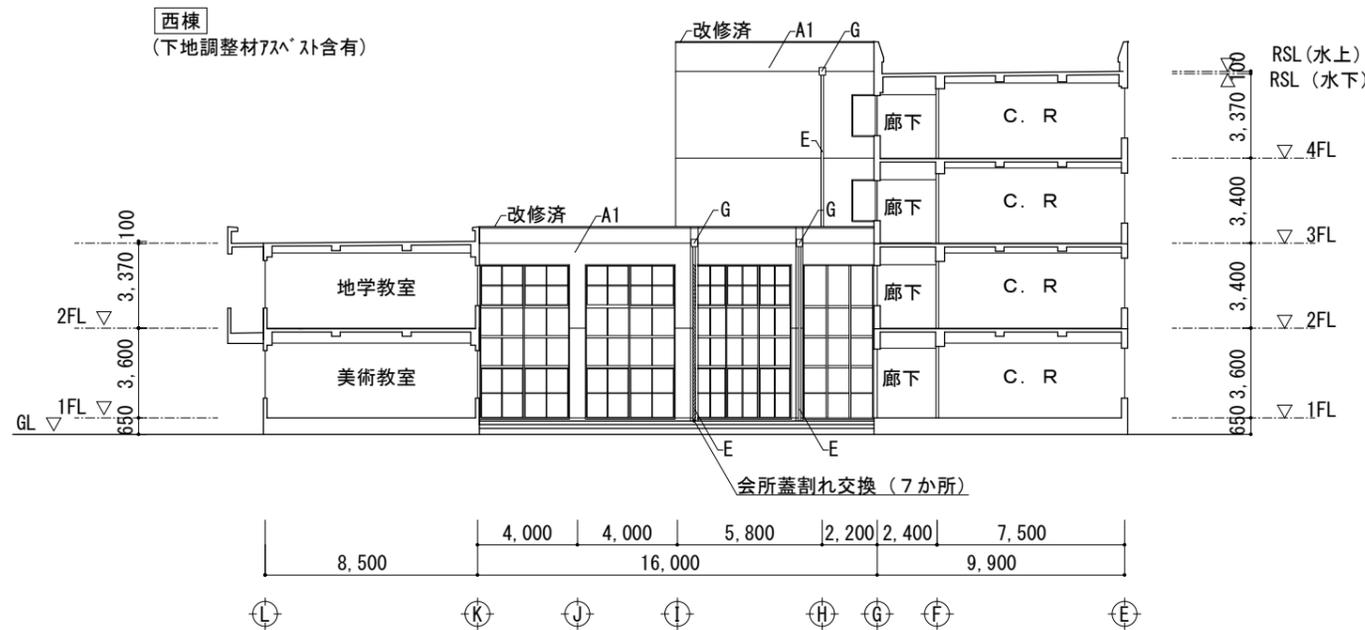
凡例番号	既設面	改修概要
A1	アクリルシ吹付(下地調整材7ｽﾊﾞｽﾄ含有) (外装薄塗材E)	水洗い工法 ただし、劣化部分周辺のみ既存仕上げ撤去(7ｽﾊﾞｽﾄ含有下地調整材共) 全面がワキ系樹脂珪砂(C-1)の上外装薄塗材E
A2	アクリルシ吹付	サタ-工法 全面がワキ系樹脂珪砂(C-1)の上外装薄塗材E
B1	吹付ﾀｲﾙ(ｱｸﾘﾙ系)(下地調整材7ｽﾊﾞｽﾄ含有)	水洗い工法 ただし、劣化部分周辺のみ既存仕上げ撤去(7ｽﾊﾞｽﾄ含有下地調整材共) 全面がワキ系樹脂珪砂(C-1)の上可とう形改修塗材E (ｸﾗｯｸ補修部分は、既存に合わせてパターンを付ける)
B2	吹付ﾀｲﾙ(ｱｸﾘﾙ系) (複層塗材E)	サタ-工法 全面がワキ系樹脂珪砂(C-1)の上可とう形改修塗材E (ｸﾗｯｸ補修部分は、既存に合わせてパターンを付ける)
C	打ち放し	水洗い工法
D	防水珪砂金ｺﾝ	水洗い工法
E	縦樋 配管用鋼管(φ100)FE塗	下地調整の上FE(3種)塗替
F	鉄部FE塗装	下地調整の上FE(3種)塗替
G	飾り樹 SUS304厚1.8 250×300 ﾌﾞｯｼﾞ	美装
H	EXP. J金物(ｱﾙﾐ製)	美装
I	塩ビ製換気パイプφ75	下地調整の上DP塗1種

I	欠損(鉄筋露出部)充填工法	鉄筋防錆塗. エポキシ樹脂モルタル充填+ケイ砂
II	欠損(浅い欠損30mm以下)充填工法	ポリマーセメントモルタル充填
III	モルタル浮き部(0.25㎡未満)	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
IV	モルタル浮き部(0.25㎡以上)	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
V	ﾀｲﾙ浮き部(0.25㎡未満)	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
VI	ﾀｲﾙ浮き部(0.25㎡以上)	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
VII	補修済部	充填工法(エポキシ樹脂珪砂+ケイ砂)
VIII	ひび割れ部 珪砂面	0.2~1.0mm以下 樹脂注入工法
		1.0mmこえる Uカットｼｰﾙ材充填工法
IX	ひび割れ部 ﾀｲﾙ面	0.2~1.0mm以下 樹脂注入工法

- ◁ : 打ち継ぎｼｰﾘﾝｸﾞ MS-2 20×10(全周打ち替え)
 - ◀◻ : 構造スﾘｯﾄ(美装)
 - : 欠損又は、爆裂
 - : 薄塗珪砂又は、塗装下地、浮き
 - : ｸﾗｯｸ、0.2mm未満
 - : ｸﾗｯｸ、0.2mm以上
- ※サッシ廻りｼｰﾘﾝｸﾞ MS-2 15×15(全周打ち替え)



南2立面図 1/200



西2立面図 1/200

凡例番号	既設面	改修概要
A1	アクリルシ吹付(下地調整材7スベスト含有) (外装薄塗材E)	水洗い工法 ただし、劣化部分周辺のみ既存仕上げ撤去(7スベスト含有下地調整材共) 全面がオキシ系樹脂モルタル(C-1)の上外装薄塗材E
A2	アクリルシ吹付	サンダー工法 全面がオキシ系樹脂モルタル(C-1)の上外装薄塗材E
B1	吹付タイル(アクリル系)(下地調整材7スベスト含有)	水洗い工法 ただし、劣化部分周辺のみ既存仕上げ撤去(7スベスト含有下地調整材共) 全面がオキシ系樹脂モルタル(C-1)の上可とう形改修塗材E (クラック補修部分は、既存に合わせてパターンを付ける)
B2	吹付タイル(アクリル系) (複層塗材E)	サンダー工法 全面がオキシ系樹脂モルタル(C-1)の上可とう形改修塗材E (クラック補修部分は、既存に合わせてパターンを付ける)
C	打ち放し	水洗い工法
D	防水モルタル	水洗い工法
E	縦樋 配管用鋼管(φ100)FE塗	下地調整の上FE(3種)塗替
F	鉄部FE塗装	下地調整の上FE(3種)塗替
G	飾り柵 SUS304厚1.8 250×300 フタ付	美装
H	EXP. J金物(アルミ製)	美装
I	塩ビ製換気パイプφ75	下地調整の上DP塗1種

I	欠損(鉄筋露出部)充填工法	鉄筋防錆塗、エポキシ樹脂モルタル充填+ケイ砂
II	欠損(浅い欠損30mm以下)充填工法	ポリマーセメントモルタル充填
III	モルタル浮き部(0.25㎡未満)	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
IV	モルタル浮き部(0.25㎡以上)	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
V	タイル浮き部(0.25㎡未満)	アンカーピンニング部分エポキシ樹脂注入工法
VI	タイル浮き部(0.25㎡以上)	アンカーピンニング全面エポキシ樹脂注入工法
VII	補修済部	充填工法(エポキシ樹脂モルタル+ケイ砂)
VIII	ひび割れ部 モルタル面	0.2~1.0mm以下 樹脂注入工法 1.0mmこえる Uカットシーリング材充填工法
IX	ひび割れ部 タイル面	0.2~1.0mm以下 樹脂注入工法

- ◁ : 打ち継ぎシーリング MS-2 20×10(全周打ち替え)
 - ◀ : 構造スリット(美装)
 - : 欠損又は、爆裂
 - : 薄塗モルタル又は、塗装下地、浮き
 - : クラック、0.2mm未満
 - : クラック、0.2mm以上
- ※サッシ廻りシーリング MS-2 15×15(全周打ち替え)

徳島県県土整備部営繕課

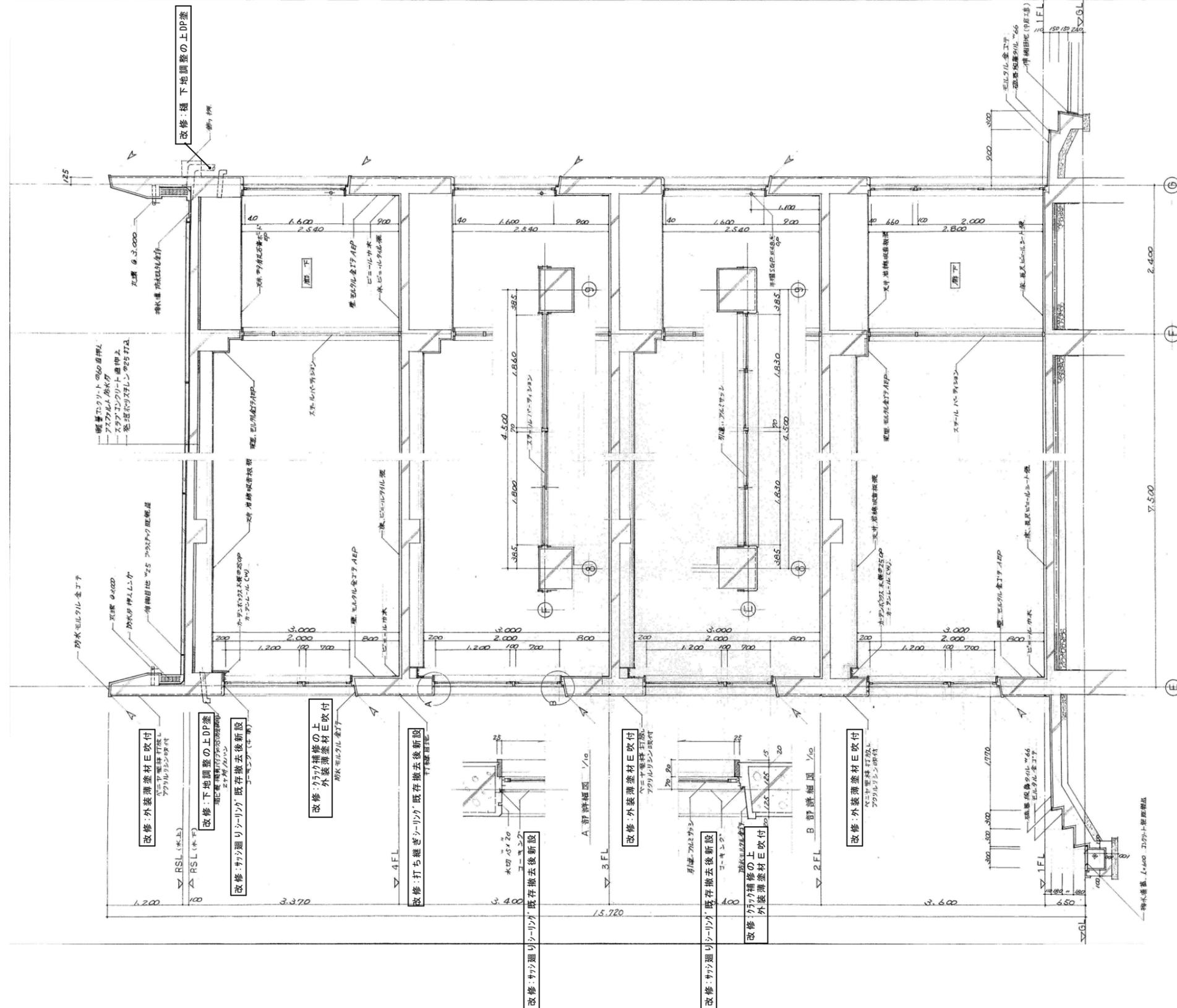
●工事名 R2 営繕 城ノ内高等学校 徳・北田宮1
北教室棟外壁改修他工事

●図面名 立面図(3)

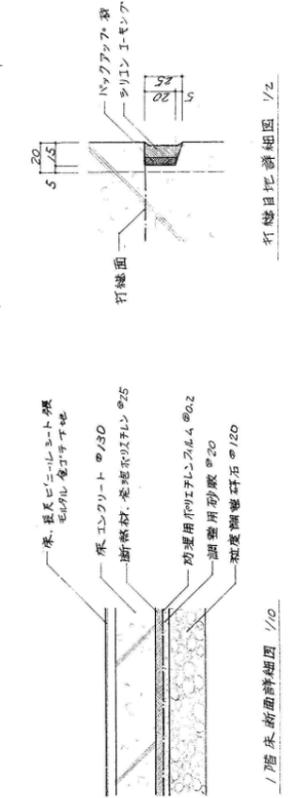
●図面番号 A-04

●縮尺 A2=1/200
A3=71%

株式会社 宮建築設計
MIYAYA 会社
管理建築士 1級00947号 宮本 博
1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号
徳島市福島一丁目5番6号 TEL.(088)625-5505(代)



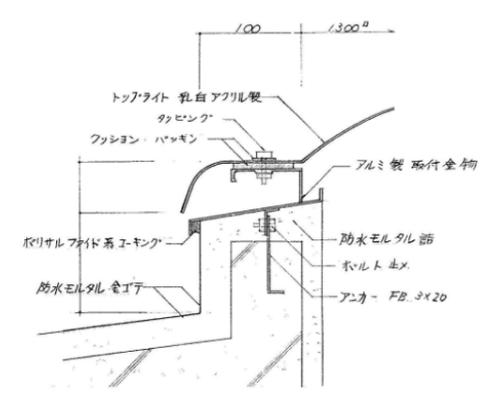
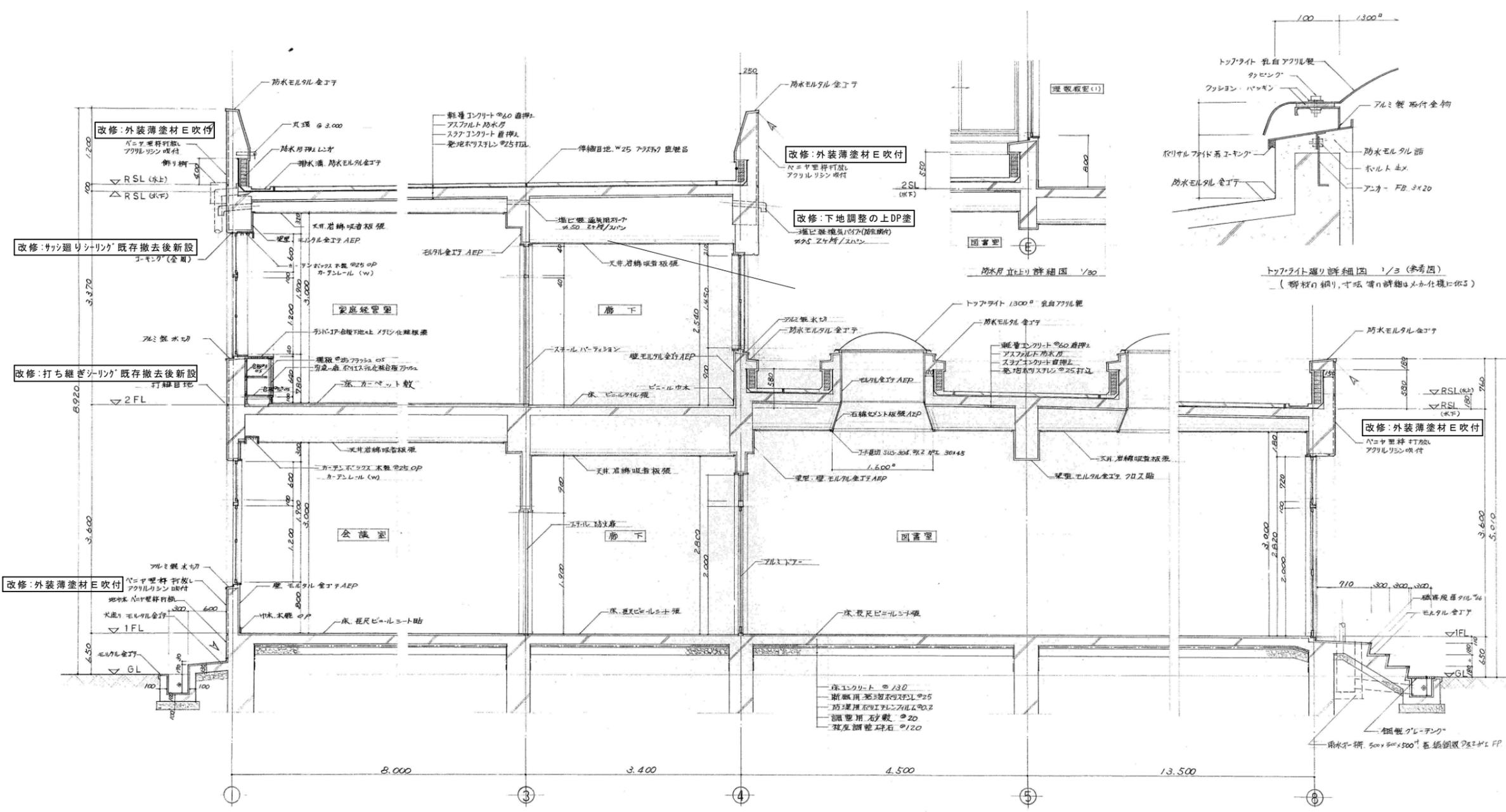
備考
 1. Aは仕上材の見切位置を示す
 2. ※寸法は平面図に依る



1階床断面詳細図 1/10
 打機目地詳細図 1/2

改修箇所

徳島県土木整備部西條課	●工事名	R2宮城・城内高等学校 徳・北田宮1 北教室棟外壁改修他工事建築	●図面番号	A-06	株式会社 宮建築設計 管理建築士 1級00947号 宮本 博 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL.(088)625-5505(代)
	●図面名	矩計図(1)	●縮尺	A2=1/50 A3=71%	

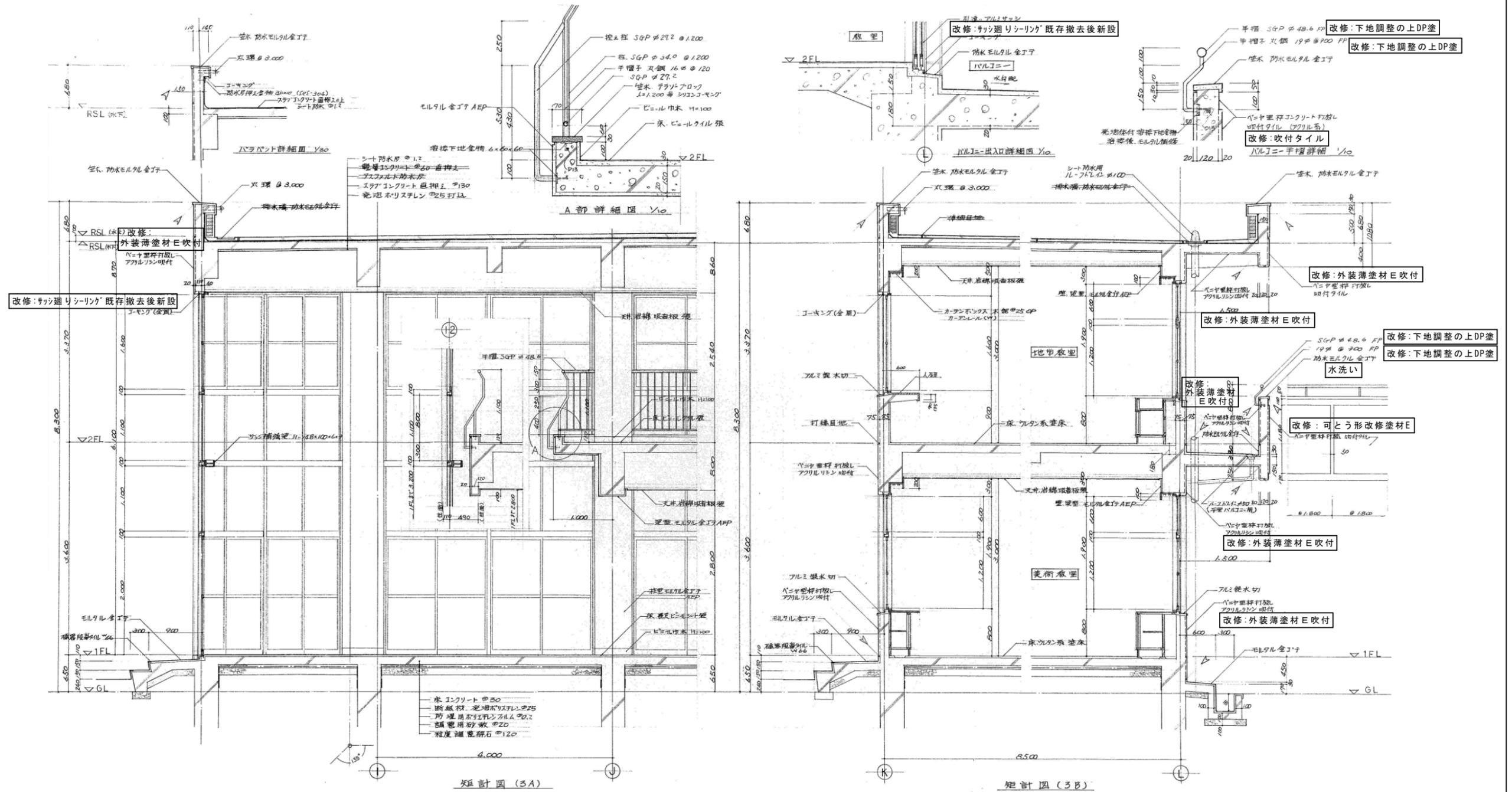


トップライト廻り詳細図 1/30 (参考図)
 (断材の細り、寸法等の詳細はメーカー仕様による)

備考
 1. △ は仕上材の見切位置を示す
 2. ※ の深さ寸法は平面図に依る

改修箇所

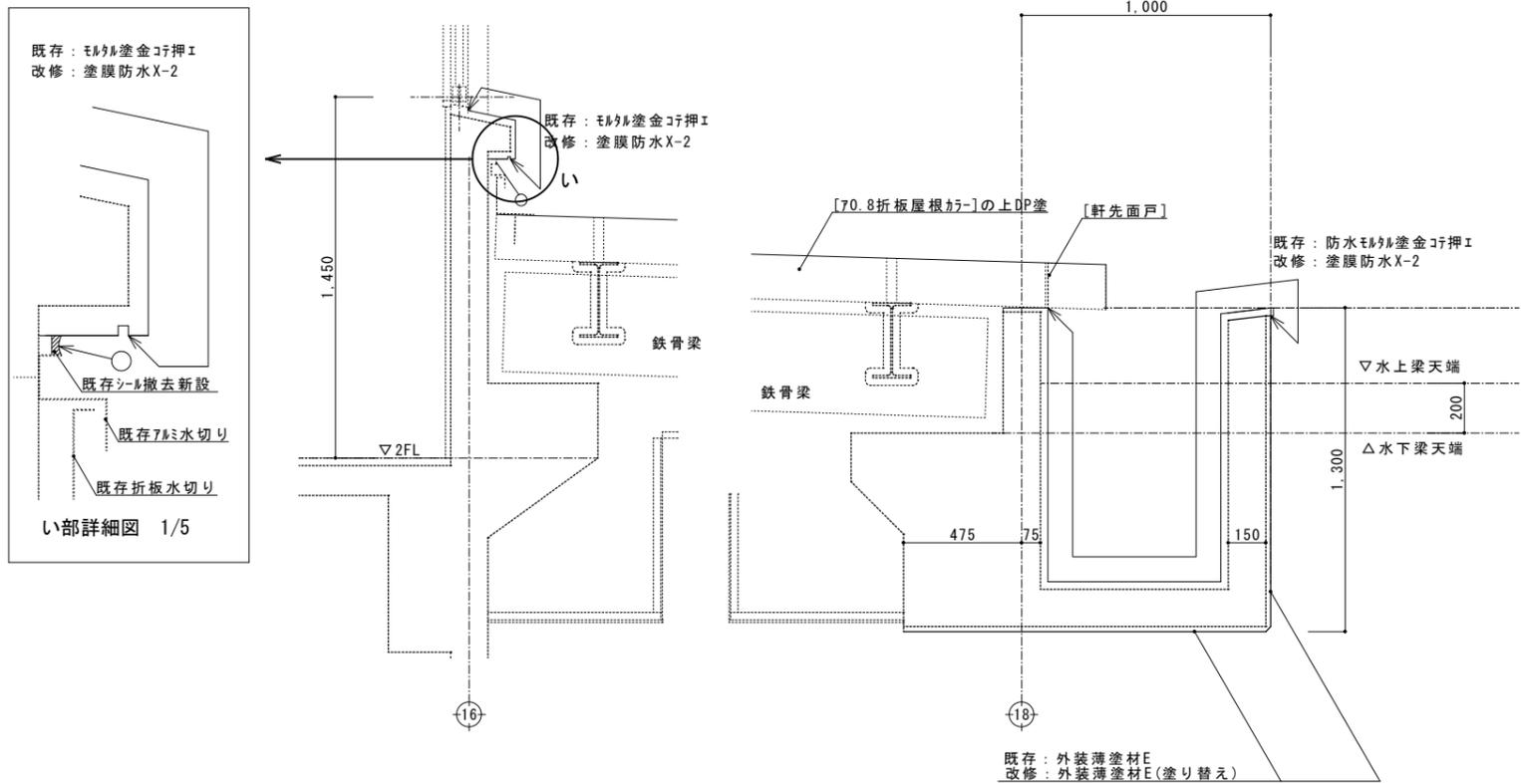
徳島県土木整備部管轄課	●工事名 R2 宮城ノ内高等学校 徳・北田宮1 北教室棟外壁改修他工事建築	●図面番号 A-07	株式会社 宮建築設計 管理建築士 1級00947号 宮本 博 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL.(088)625-5505(代)
	●図面名 矩計図2	●縮尺 A2=1/50 A3=71%	



- 備考
1. A口仕上材の見切位置を示す
 2. ※の深さは平面図に依る
 3. 内部の各部員之根拠は特記無き限りOP44.173.

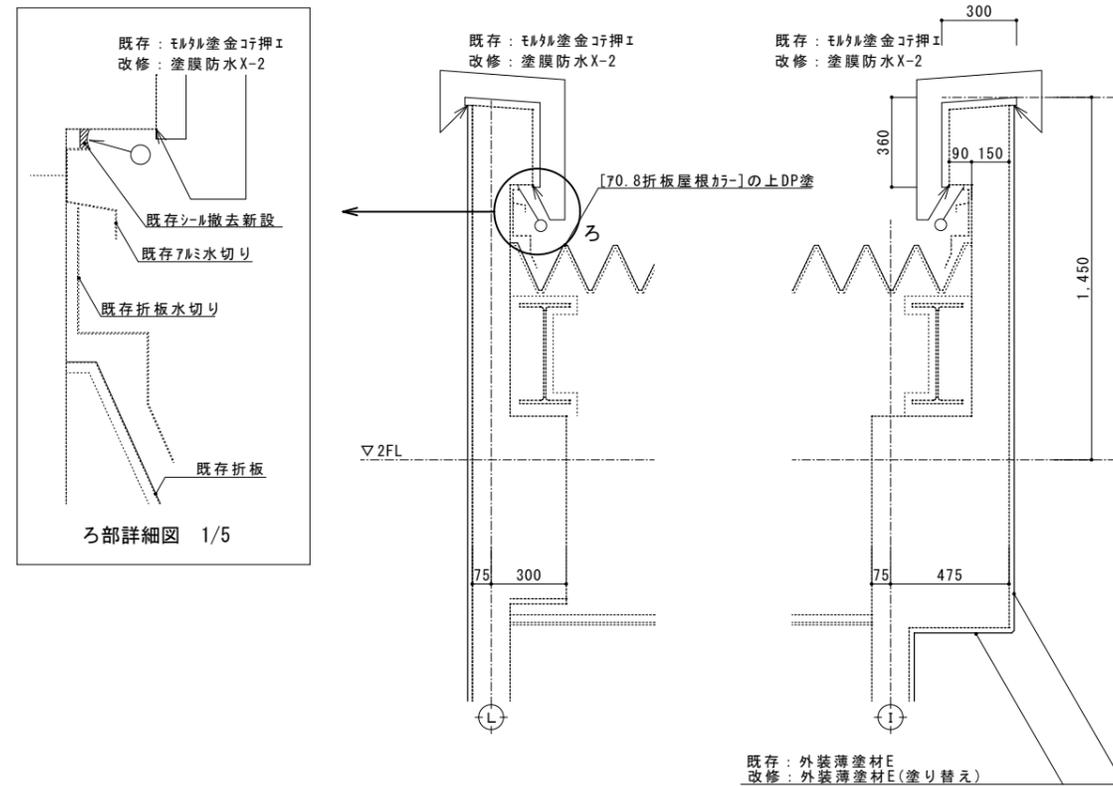
改修箇所

徳島県土木整備部管轄課	●工事名 R2 宮城ノ内高等学校 徳・北田宮1 北教室棟外壁改修他工事建築 ●図面名 矩計図3	●図面番号 A-08 ●縮尺 A2=1/50 A3=71%	株式会社 宮建築設計 MIYA 会社 管理建築士 1級09947号 宮本 博 1級建築士事務所 徳島県知事登録第61057号 徳島市福島一丁目5番6号 TEL(088)625-5505(代)
-------------	---	---	---

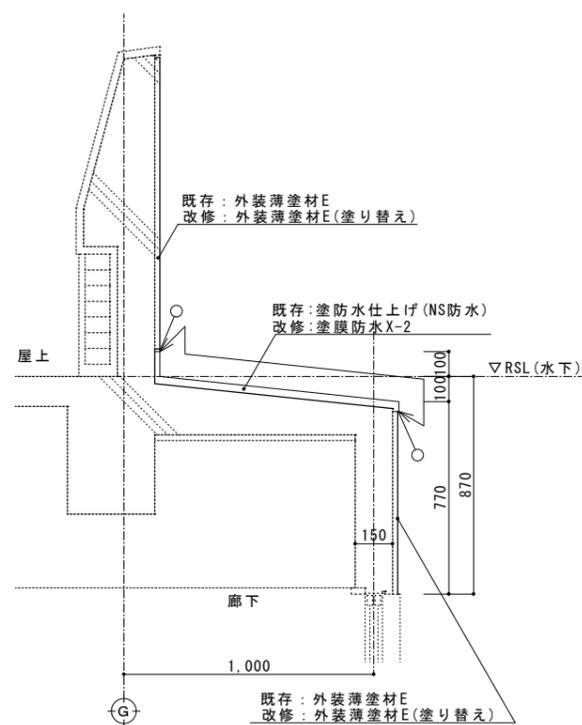
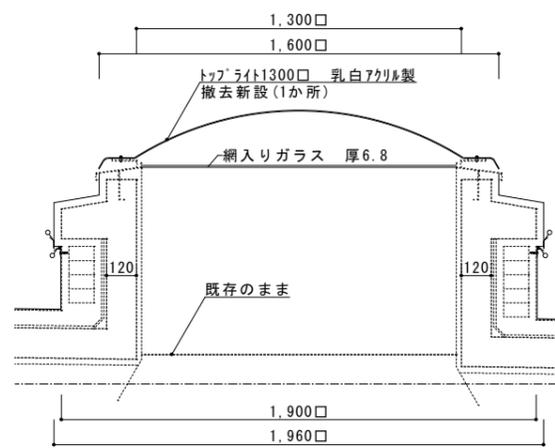
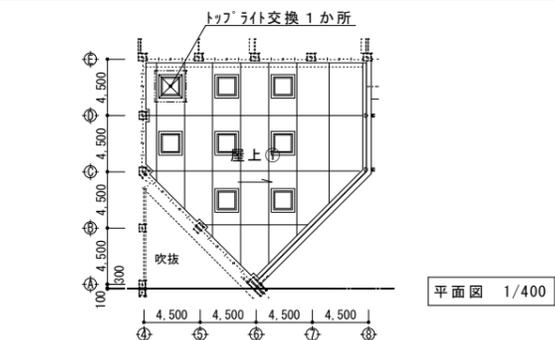


MS-2 10*10 シール打ち替え

※塗膜防水範囲及び納まり等について、音楽室の漏水調査の上監督員と協議を行い改修を行うこと



MS-2 10*10 シール打ち替え



MS-2 10*10 シール打ち替え

